

川崎市行財政運営に関する改革プログラムの取組について

～計画期間2か年（平成26・27年度）の主な取組報告～

川崎市では、公共サービスにおける民間部門の更なる活用や効率的な行政運営に向けた組織体制の整備などの市役所の内部改革などについて、平成26（2014）年3月に策定した「行財政運営に関する改革プログラム」に基づき取組を進めました。

計画期間	平成26（2014）年度及び平成27（2015）年度の2か年
取組内容	1 民間部門の活用（30取組） 2 効率的・効果的な執行体制の整備（21取組） 3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立（22取組） 4 公営企業の経営健全化（13取組） 5 出資法人の経営改善の推進（5取組、各法人の取組25取組）

このたび、計画期間2か年（平成26・27年度）の取組を振り返り、主な実施結果と、その効果を取りまとめました。

1 民間部門の活用

民間部門の活用については、行政として直接提供する市民サービスの必要性や市場の成熟などの社会経済情勢の変化に合わせ、公の施設の管理運営体制の見直しや市民サービスにおける民間部門の活用などの民間活力の導入に取り組み、計画期間2か年で、5施設への指定管理者制度の導入や6つの事業の委託化、既に指定管理者制度を導入している施設の民間譲渡などの取組を進めました。

(1) 公の施設の管理運営

◆保育所の民営化

○平成27（2015）年4月に3園（日吉・宮内・諏訪）、平成28（2016）年4月に4園（新町・小向・野川・下麻生）を民営化し、受入定員の増加や一時保育事業の実施等、保育サービスの拡充を図りました。

<取組による効果>

- ・受入定員の増加（125人）：平成26年度50人、平成27年度75人
- ・一時保育事業の実施
- ・長時間延長保育の実施（7:30～19:00 ⇒ 7:00～20:00）

○平成29（2017）年度の5園（渡田・橘・向丘・向丘乳児・東中野島）、平成30（2018）年度の4園（小田・上作延・馬絹・南生田）の民営化に向け、取組を進めます。

◆北部地域療育センターへの指定管理者制度の導入

○北部地域療育センターの管理運営について、平成27（2015）年4月から指定管理者制度を導入しました。

<取組による効果>

発達障害児の増加など多様化しているニーズに対して、指定管理者のノウハウを活かした専門的対応を行うとともに、医師の常勤対応や職員の増加等を図ることで、診察枠の拡大を図りました。

◆（仮称）小杉町二丁目地区コンベンション施設の整備・管理運営体制の構築

○平成30（2018）年度からの供用開始に向けて、平成26（2014）年度に施設の基本・実施設計等を実施し、平成27（2015）年度に工事の発注等を実施しました。

<取組による効果>

- オープンイノベーションの促進・創出のためのコンベンション施設の利用開始
- ・ホール（約920㎡）
- ・会議室（4室）

◆産学交流・研究開発施設の整備・管理運営体制の構築

○新川崎地区でのさらなる産学交流・研究開発を推進する新たな施設について、平成 29（2017）年度中の供用開始に向け、民間事業者を活用した整備等を行う方針を決定し、平成 27（2015）年度に公募手続きを開始しました。

<取組による効果>

新川崎地区での産学交流・研究開発スペースの充実

- ・産学交流スペース（約 1,000 m²）
- ・研究開発スペース（約 14,000 m²）

◆リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築

○井田日中活動センター（旧めいぼう及び社会参加支援センター）及び井田地域生活支援センター（旧生活訓練支援センター）の管理運営について、平成 28（2016）年 4 月から指定管理者制度を導入しました。

○社会福祉法人による施設整備及び管理運営（民設民営）により、平成 27（2015）年 10 月に「川崎こども心理ケアセンターかなで」（中原区井田）を開設しました。同センターは、通常の児童養護施設等では支援が難しい心理療法を必要とする子どもたちを対象とした情緒障害児短期治療施設で、県内 2 カ所目、川崎市においては初めての設置となります。

<取組による効果>

特別なケアを必要とする児童に対して、医療・心理の専門的ケアによる支援を実施することが可能になるとともに、施設内学級を設置することにより個別の支援計画に基づく教育支援が可能になりました。

◆休日急患診療所運営体制の見直し

○中原休日急患診療所については、平成 29（2017）年度に中原消防署跡地に建設される新たな医師会館内に移転することを決定しました。

<取組による効果>

川崎市医師会による自主事業化により、良質な医療サービスの提供や柔軟で効果的な診療体制への対応が図られます。

◆富士見公園の管理運営体制の再構築

○富士見公園南側（川崎富士見球技場）の管理運営について、平成 27（2015）年 4 月から指定管理者制度を導入しました。

<取組による効果>

指定管理者の営業力、情報発信力を生かして、高校サッカーなどの新規利用促進や、自主事業としてレディースサッカークリニックを開催するなど、半面だけの利用や利用者の少ない時間帯の利用率向上が図られました。

○川崎富士見球技場の補修や富士見公園の魅力向上に役立てるため、川崎富士見球技場へ本市初のネーミングライツを導入しました。

<取組による効果>

- ・契約期間：平成 27（2015）年 4 月 1 日～平成 32（2020）年 3 月 31 日（5 年間）
- ・ネーミングライツ料：年額 10,000 千円（合計 50,000 千円）

◆川崎港コンテナターミナルの管理運営手法の見直し

○横浜港と川崎港の 2 港が先行し設立した、横浜川崎国際港湾(株)について、平成 28（2016）年 3 月に港湾運営会社に指定されたことから同社を活用した管理運営体制に移行しました。

○官民連携によるポートセールスや集貨活動に取り組みました。

<取組による効果>

ポートセールスの取組等による川崎港におけるコンテナ取扱量の増加（公共埠頭）

- 平成 25（2013）年 約 5.3 万 TEU
- 平成 26（2014）年 約 6.8 万 TEU
- 平成 27（2015）年 約 9.4 万 TEU

◆指定管理者制度の運用の見直し

○福祉施設などの入所型施設などにおける安定的なサービスの提供のため、一定の条件を満たした場合に、現行の指定管理者を引き続き、次期の指定管理予定者として選定できる「非公募更新制」を平成 26 (2014) 年 5 月に導入し、平成 27 (2015) 年度に高齢者等が利用する福祉施設等 12 施設 (特別養護老人ホーム 8 施設、養護老人ホーム 1 施設、柿生学園 1 施設、れいんぼう 1 施設、聴覚障害者情報センター 1 施設) において適用しました。

<取組による効果>

評価が優良な指定管理者においては、最長 10 年まで継続して管理運営を担えることから、より質の高い、安定的なサービスの提供が期待されます。

◆指定管理者制度導入施設の管理運営手法の見直し

○指定管理者制度を導入している保育所のうち、5 園 (大師、下作延中央、坂戸、宮崎、宿河原) について、指定管理期間の終了に合わせ、平成 27 (2015) 年 4 月に建物の民間譲渡を行いました。また、2 園 (かわなかじま、みぞのくち) について、平成 28 (2016) 年 4 月に建物貸付の手法による民間の運営を開始しました。

<取組による効果>

施設の譲渡又は貸付により、指定管理期間に縛られることなく、利用者へ継続的に安定したサービスの提供が可能となります。

○指定管理者制度を導入し、公設民営となっている保育所等のうち、5 園 (塚越、小田中・小田中乳児、たちばな中央、くじ) については、指定管理期間終了後 (平成 29 (2017) 年 3 月) に民設民営へ移行することを平成 27 (2015) 年 9 月に決定しました。

(2) 公共サービスの提供等

◆区行政サービス総合案内業務の委託化

○川崎市役所総合庁舎における守衛業務、案内業務及び電話交換業務並びに大師支所、田島支所における案内業務、電話交換業務を平成 27 (2015) 年 4 月から委託化し、34,306 千円の経費縮減を図りました。

◆廃棄物収集業務の委託化

○空き缶・ペットボトルの収集運搬業務について、平成 27 (2015) 年 4 月から川崎市・幸区を、平成 28 (2016) 年 4 月から中原区・高津区・宮前区を委託化し、274,454 千円の経費縮減を図りました。
○平成 29 (2017) 年度に多摩区、麻生区の空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化を行います。

◆リサイクルパークあさお資源化処理施設管理運営業務の委託化

○王禅寺処理センター資源化処理施設及び環境学習施設 (プラザ棟) の管理運営業務について、同一建物内における安全面や利便性を考慮し、平成 28 (2016) 年 4 月から一体的に民間事業者へ委託しました。

<取組による効果>

施設管理について、管理運営及び各資源化事業に関するノウハウを有した事業者へ委託したことにより、円滑な業務の遂行が行えるとともに、施設見学等の効率的な実施による普及啓発効果などが期待されます。

◆設計・監理業務執行体制の見直し

○市営住宅工事における工事監理業務について、平成 26 (2014) 年度に 3 棟、平成 27 (2015) 年度に 5 棟を委託化しました。その結果を踏まえて、民間部門や公社への委託化を継続して進めます。

<取組による効果>

委託化の試行により、改善点の検討等、本格実施に向けた取組の推進が図られました。

◆市民救命士養成事業の委託化

○市民救命士の養成講習会の開催について、平成 27 (2015) 年度から段階的に民間事業者へ委託化し、平成 29 (2017) 年度に全面委託することとしました。

<取組による効果>

委託化により、休日など、開催日の幅が広がり、市民に対しより多くの受講機会を提供することができました。また、これまで指導者や資器材不足等から受講希望に応えられなかった状況が改善し、市民救命士養成者数の増加が図られました。

◆中学校完全給食実施に向けた取組

- 中学校完全給食の早期実施に向け、中学校給食推進会議等において検討を行い、平成 26 (2014) 年度に「川崎市立中学校完全給食実施方針」を決定しました。
- 平成 26 (2014) 年度に、学校給食センターの整備について民間ノウハウの活用により費用削減効果が期待できることなどから、PFI 手法の導入を決定しました。
- 中学校給食の実施時期については、平成 28 (2016) 年 1 月から、東橋中学校（小中合築校方式）において試行実施を開始するとともに、平成 29 (2017) 年度には全校において完全給食を実施することとしました。

<取組による効果>

平成 28 (2016) 年度は中学校 4 校（約 3,000 食）、平成 29 (2017) 年度は中学校全 52 校（約 33,000 食）へ安全・安心で温かい完全給食を提供することができます。

◆小学校等給食調理業務の委託化

- 平成 27 (2015) 年 4 月から藤崎小学校及び犬蔵小学校において、平成 28 (2016) 年 4 月から小田小学校及び住吉小学校において、給食調理業務を委託化し、31,634 千円の経費縮減を図りました。

2 効率的・効果的な執行体制の整備

効率的・効果的な執行体制の整備については、保育所の待機児童解消などの行政需要に的確に対応していくため、効果的な執行体制を整備するとともに、ごみ焼却量の減少に伴う 3 処理センター体制への移行など、社会状況の変化や既存組織の執行体制のあり方の検証等を踏まえた執行体制の再構築などの取組を進めました。

(1) 効率的・効果的な執行体制

◆庁用自動車運転業務執行体制の見直し

- 庁用自動車運転業務について、退職動向と車両更新状況等を勘案して、平成 26 (2014) 年度に共用車 3 台を減車する一方、機動力を確保するため、一般職員が運転できる業務用車 3 台を導入しました。

<取組による効果>

車両のリース化（3 台）による経費の平準化が図られました。また、稼働率の向上が図られました。

◆証明書郵送交付業務・戸籍入力業務の集約化

- 郵送請求業務について、旧柿生連絡所の機能再編に伴い発生した空きスペースを活用し、平成 28 (2016) 年度から各区役所の業務を集約するとともに、委託化しました。
- 大師・田島支所における出生届などの一部の戸籍入力業務について、平成 28 (2016) 年度から試行的に川崎区役所への集約を行いました。

◆効果的な情報戦略に向けた執行体制の整備

- 市政だよりについて、よりわかりやすく、読みやすいものとするため、平成 26 (2014) 年 7 月に紙面の一部リニューアルを実施しました。こうした取組により、平成 28 (2016) 年全国広報コンクールにおいて、総務大臣賞（特選）を受賞しました。
- 平成 27 (2015) 年 3 月に今後のシティプロモーション推進の基本方針となる「川崎市シティプロモーション戦略プラン」を策定するとともに、川崎の魅力やポテンシャルについて、戦略的な情報発信を推進するため、広報機能の連携強化を図りながら執行体制の整備を進め、平成 28 (2016) 年度からシティプロモーション推進室を設置しました。

◆市民ミュージアムの機能強化に向けた取組

- 平成 26 (2014) 年度に指定管理者制度等民間活力の導入に向けた課題の抽出及び方向性を検討し、平成 27 (2015) 年度に平成 29 (2017) 年度からの指定管理者制度の導入を決定しました。

◆子ども・子育て支援施策の充実に向けた執行体制の整備

- 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりを推進し、子育てに関する市民ニーズの多様化・複雑化に対応するとともに、組織の責任体制の明確化を図るため、平成 28 (2016) 年 4 月から「こども未来局」を設置しました。

◆待機児童ゼロ対策に向けた執行体制の整備

- 平成 26 (2014) 年 4 月から各区役所に子ども・子育て支援新制度の利用者支援事業に対応した職員配置を行い、地域の子ども・子育て支援のニーズを的確に把握・分析するとともに、保育所の利用を申請する前段階からアフターフォローにいたるまで、きめ細やかな相談・支援を実施する執行体制を整備しました。

<取組による効果>

平成 27 (2015) 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数の解消の達成

※厚生労働省の「保育所等利用待機児童の定義」に基づき算出

一方で、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日時点で、待機児童数 6 人となっており、引き続き待機児童の解消に向けた取組を推進します。

◆循環型社会に対応した廃棄物処理体制の構築

- ごみの減量化・資源化の推進によりごみ焼却量が削減されたことから、橋処理センターを休止し、平成 27 (2015) 年 4 月に 3 処理センター体制に移行しました。
- 橋処理センターの休止に伴い、普通ごみ等の搬入先の変更や、鉄道輸送を含めたごみの中継輸送体制の変更などにより、3 処理センター体制に対応した効率的・効果的な収集体制を構築しました。

<取組による効果>

3 処理センター体制への移行に伴う施設建設費や維持管理費等の財政効果として、40 年間で約 720 億円の経費縮減を見込んでいます。

◆循環型社会に対応した廃棄物収集体制の構築

- 収集体制変更後の集積所状況等を踏まえ、狭隘地等での収集作業、環境美化対策等のため、平成 26 (2014) 年度に各生活環境事業所に軽ダンプ車を各 1 車導入し、平成 27 (2015) 年度には狭隘地域の多い多摩区、麻生区の状況等を踏まえて所管する多摩生活環境事業所へ軽ダンプ車を 1 車増車し、効率的・効果的な収集体制の構築に向けた取組を進めました。

<取組による効果>

全市で軽ダンプ車が配置されたことにより、小型ごみ収集車が通行できない狭隘地域でのごみ集積所までの距離も短くなり、また、遠方のごみ集積所への持ち出しや大規模集積所の環境についても改善され、市民の利便性や集積所周辺の環境が向上しました。

◆廃棄物収集車整備業務等執行体制の見直し

- 生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向に合わせて、平成 27 (2015) 年 4 月から 2 人の非常勤化を進め、11,003 千円の経費縮減を図りました。

◆地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、庁内外の関係機関や地域における多様な主体と連携しながら、区における地域包括ケアをマネジメントするための体制として、平成 28 (2016) 年 4 月に各区保健福祉センター内に地域みまもり支援センターを設置しました。

<取組による効果>

保健・医療・福祉に関する地域の課題解決に向けた対応を図るため、保健師をはじめとする専門多職種が地域に積極的に出向き、「個別支援の強化」や「地域力の向上」に取り組む体制を整備し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進が図られました。

◆福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し

- 平成 26 (2014) 年度から、健康管理支援員 3 人と保健師 9 人の合わせて 12 人体制で健康に不安を抱える生活保護受給者に対して健康管理支援を実施していましたが、平成 28 (2016) 年度からは、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を踏まえ、各区役所に設置された地域みまもり支援センターにおいて実施することとする執行体制の再構築を図りました。

<取組による効果>

糖尿病をはじめとした生活習慣病等により健康に不安を抱える生活保護受給者に対し、健康管理支援を実施することにより、受診の適正化が推進され、将来的な医療費の抑制につながりました。

◆保健福祉センター健康診断事業執行体制の見直し

- 保健福祉センターで実施する各種健診について、平成 28（2016）年度から一般健康診断事業、事業所健康診断事業及び若年健診・保健指導事業の廃止と結核健診 X 線撮影の実施を 4 区（川崎、中原、高津、多摩）へ集約することとし、実施体制を整備しました。

◆地域保健対策業務執行体制の再構築

- 民間企業等と包括的連携協定を締結し、がん検診の普及啓発や健康づくりなどを協力して推進しました。
- 健康危機管理事象に対する、より迅速かつ広域的な対応とともに、科学技術の進展を踏まえた高度で専門的な対応が図れるよう、指揮命令系統を一元化し、平時における人材育成と有事における機動性を確保するため、健康福祉局に保健所を設置し、1 保健所・7 支所体制に移行しました。
- 地域保健対策の総合的な推進や、保健・医療・福祉の総合的なケアマネジメントが求められていることなどを踏まえ、平成 28（2016）年 4 月に、各区役所保健福祉センター内に設置した地域みまもり支援センターに对人保健業務を再編しました。

<取組による効果>

民間企業等と連携し、健康づくりなどについて幅広い取組を実施することが可能となりました。保健・医療・福祉に関する地域課題の課題解決に向けた対応を図り、地域包括ケアシステムの総合的なマネジメントの推進を図りました。

◆動物愛護センターの再編整備に伴う執行体制の見直し

- 動物の譲渡や飼養管理、普及啓発について、動物愛護団体やボランティアと連携し業務を推進しました。
- 動物愛護センター再編整備事業その他動物愛護に関する施策の推進を図る事業の資金に充当するため、平成 28（2016）年 4 月に動物愛護基金を設置しました。

<取組による効果>

動物愛護団体と連携して動物の譲渡会の開催等に取り組み、犬の殺処分ゼロを達成（平成 25（2013）年度から引き続き達成）

◆学校用務業務執行体制の見直し

- 学校用務業務について、退職動向等に合わせて平成 27（2015）年 4 月に 9 人を非常勤化し、56,448 千円の経費縮減を図るとともに、平成 28 年 4 月から再任用職員を配置しました。

(2) 区への分権

◆連絡所の機能再編

- 柿生連絡所について、平成 27（2015）年 3 月をもって廃止し、証明書発行機能の効率化を図るとともに、平成 27（2015）年度末に耐震対策等を行い、麻生区役所の庁舎（柿生分庁舎）として地域課題の解決に向けた事業実施の場として活用するための整備を行いました。

<取組による効果>

区役所を中心とした分かりやすい窓口サービスを提供するとともに、地域課題の解決に向けた事業を促進する環境を整えることができました。

3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立

効率的・効果的な行政経営基盤の確立については、組織力の強化に向けた人材育成や有為な人材の確保、行政事務の効率化や新たなサービス提供などに向けた ICT の活用、市民負担の公平性の確保と持続可能な財政構造の構築に向けた債権確保策の強化など、市役所の内部改革の取組を進めました。

(1) 組織力の強化

◆計画的な人材育成

- 今後の概ね 10 年間を見据えた人材育成の考え方と取組の方向性を示した「川崎市人材育成基本方針」及び平成 28（2016）年度、平成 29（2017）年度の具体的な取組内容を示した「人材育成アクションプラン」を策定し、研修体系の見直しを行いました。

- 女性職員について、多様な職務経験を通じ、さらなる職域の拡大を図るとともに、管理職による適切な指導・助言等の支援をあわせて行うことで、意欲や能力を持って活躍できる環境を整備し、積極的に登用しました。また、女性活躍推進法の施行に伴い、新たに「女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定しました。
- 多角的な人物判断を行うため、平成 26（2014）年度に採用試験制度変更を行いました。
 - ・より人物を重視した採用試験の実施のため、大学卒程度採用試験の行政事務区分において面談試験を新たに実施しました。
 - ・多様な受験者を確保するため、消防士を除く大学卒程度等採用試験の教養試験について、人文、自然等を出題分野から削除するとともに、問題数を 50 問から 30 問に減らしました。

<取組による効果>

受験希望者等への採用情報、職場情報の提供を充実させることで、民間企業や国、他地方自治体との競合により、従前より人材獲得が厳しい状況にある中、平成 26（2014）年度に比べ、平成 27（2015）年度の大学卒程度採用試験受験者数が増加（1554 人⇒1743 人）するなど、必要な受験者を確保することができました。

◆組織マネジメント向上に向けた取組

- 管理・監督者向けの全ての階層別研修において、マネジメント能力の向上に向けた研修科目を設定し、それぞれの階層に必要な考え方やスキル等を習得するための研修を実施しました。また、係長職員を対象に部下のモチベーションを向上するための実践的な研修を実施しました。

◆職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

- 市長、副市長等とのオフサイトミーティング、チャレンジ☆かわさきカイゼン発表会、職員提案制度などの職員の意識向上に資する取組を実施しました。

(2) 給与制度及び福利厚生制度の見直し

◆給与制度の見直し

- 給与制度及び給与水準について、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、平成 26（2014）年度においては、国の給与改定の動向や本市の人事委員会勧告の内容、他都市の状況等を踏まえ、特定任期付職員給料表等の改定、住居手当の改定、勤勉手当の支給割合の改定等を行いました。平成 27（2015）年度においては、給与制度の総合的見直しを行い、地域手当の引上げを踏まえ、給料月額について最大 3.6%程度引き下げ、50 歳台後半層の職員が多く在職する高位号給については、加えて最大 2%程度の給料月額の引下げを行いました。

<取組による効果>

- ・退職手当の最高支給率の改定（52.44 月分→49.59 月分）による人件費の経費縮減額
（平成 26 年度） 422,941 千円
- ・住居手当の改定による人件費の経費縮減額（平成 26 年度） 120,303 千円
 - 自宅に係る住居手当の廃止
（経過措置）平成 26 年度 5,000 円
平成 27 年度 2,500 円
 - 借家、借間に係る住居手当の引上げ 10,600 円 → 16,500 円
- ・自宅に係る住居手当の経過措置の終了による人件費の経費縮減額
（平成 27 年度） 229,091 千円

◆福利厚生事業の見直し

- 職員厚生会補助金及び教職員互助会補助金について、補助対象事業費を見直し、41,839 千円の経費縮減を図りました。

(3) ICTの活用による行政運営の効率化

◆新たな情報通信技術を活用した取組の推進

○公衆無線LAN環境の整備

- ・川崎市がめざすべき公衆無線LAN環境整備の考え方とその利活用方策についての方向性を示した「かわさきWi-Fiの整備方針について」をとりまとめました。
- ・広域避難場所となる4公園に太陽光を活用した公衆無線LAN環境を整備するとともに、帰宅困難者用一時滞在施設11か所及び市役所第3庁舎に公衆無線LANアクセスポイントを設置しました。

<取組による効果>

- ・災害時における情報通信手段の確保
- ・市民をはじめ来訪者の方々が利用できるWi-Fiアクセスポイントの増加（接続用アプリを利用することにより市内約1,400か所で利用可能）

○かわさきアプリ

- ・スマートフォン用アプリケーションを活用することで市民の安全・安心な暮らしや利便性の向上につながる「かわさきアプリ」を平成27（2015）年度に開発しました。

<取組による効果>

平成28（2016）年4月からポータル、子育て、防災、ごみ分別の4つのサービスを開始し、効果的・効率的な情報発信の実現、利便性の向上につながりました。

○オープンデータの取組

- ・本市のオープンデータを推進するための基本的な考え方をまとめた「川崎市オープンデータの推進に関するガイドライン」を策定しました。
- ・利用ニーズの高い防災・減災情報、統計情報、地理空間情報等をオープンデータとして本市ホームページに公開しました。

<取組による効果>

民間事業者のオープンデータ利用促進とオープンデータを活用した新たなサービス提供につながりました。

◆社会保障・税番号制度導入に向けた取組

- 社会保障・税番号制度導入に向けて、区役所事務サービスシステム、市税システム、新福祉総合情報システム等の改修を実施し、平成28（2016）年1月から個人番号の利用及び個人番号カードの交付を開始しました。

<取組による効果>

平成28（2016）年1月から個人番号カードを使って住民票の写しなどの各種証明書がコンビニエンスストアの端末で取得できるようになり、利便性が向上しました。

(4) 債権確保策の強化

◆市税

- 「市税滞納整理方針」などにに基づき、各年度の目標とする収入率を設定（平成26年度は97.0%、平成27年度は平成26年度の結果を踏まえて97.9%に上方修正）した上で、「市税収入確保対策本部会議」において、当該目標収入率を確保するための具体的な取組内容を定めました。
- 初期未納対策として滞納整理の早期化・集中化を図るため、組織体制を強化しました。

<取組による効果>

平成26（2014）年度の収入率は97.7%となり、平成27（2015）年度の収入率は前年度比0.4ポイント増の98.1%となる見込みです。

債権差押や公売などの推進により、1,109,787千円（見込み）の歳入を確保しました。

- ・平成26年度 558,164千円
- ・平成27年度 551,623千円（見込み）

◆国民健康保険料

- 平成 26 (2014) 年 6 月に「川崎市こくほ・こうきコールセンター」を開設するとともに、民間委託による訪問収納地域の拡大を実施しました。また、ペイジー口座振替受付サービスを導入しました。
- 年 6 回、全管区の滞納者に対し一斉に文書催告を行い、収入率向上の取組を行いました。また、滞納処分を強化し、平成 26 (2014) 年度は 3,822 件 (前年度比+730 件)、平成 27 (2015) 年度は 4,675 件 (前年度比+853 件) の差押を実施しました。

<取組による効果>

- ・制度や保険料算定に関する案内の充実や口座振替による納付の申込時の利便性向上
- ・平成 26 (2014) 年度の収入率
現年度分 93.0%
滞納繰越分 23.8%
- ・平成 27 (2015) 年度の収入率 (見込み)
現年度分 93.9%
滞納繰越分 27.8%

◆介護保険料

- 平成 26 (2014) 年度に「川崎市こくほ・こうきコールセンター」による初期未納者への納付勧奨を実施し、平成 27 (2015) 年度には納付勧奨対象者を初期未納者から督促後未納者に拡大するなど取組を推進しました。また、催告書等の送付、電話や訪問による催告の通年実施、長期滞納者への差押を実施しました。

<取組による効果>

- ・平成 26 (2014) 年度の収入率 95.5%
- ・平成 27 (2015) 年度の収入率 95.7% (見込み)

◆保育料

- 徴収強化に向けた文書催告、電話指導及び園長による納付指導の各種取組を実施しました。
- 未納防止に向け、利便性を高めるため、平成 27 (2015) 年 4 月からコンビニエンスストアにおける支払いを出来るようにしました。

<取組による効果>

- コンビニエンスストアが利用できることにより川崎市内に支店のない銀行利用者の利便性が向上しました。
- 収入率が向上し、高い水準を維持する見込みです。
- ・平成 26 年度 97.4%
- ・平成 27 年度 97.8% (見込み)

◆市営住宅使用料

- 滞納者に対する催告・納付指導等を行うとともに、悪質な累積滞納者に対しては明渡請求・即決和解等の法的措置を実施するなどの取組を実施しました。
- 民間活用の取組として、退去滞納者の徴収を弁護士に継続して委託した結果、平成 26 (2014) 年度回収額約 240 万円、平成 27 (2015) 年度の回収額約 350 万円となりました。

<取組による効果>

- 現年度分使用料の収入率
- ・平成 26 年度 99.2%
- ・平成 27 年度 98.4% (見込み)
- 滞納債権の縮減効果 126,681 千円 (見込み)
- ・平成 26 年度 90,163 千円
- ・平成 27 年度 36,518 千円 (見込み)

(5) 戦略的な資産マネジメント

◆施設の長寿命化

○庁舎等建築物については資産マネジメントシステムにより、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等を一元管理するとともに、その詳細調査を実施し、全庁横断的な視点による優先度判定を踏まえた計画的な保全を行いました。

<取組による効果>

施設の最適な維持管理や活用等を行うことで、必要な行政サービスの提供や施設利用者の安心安全の確保に寄与しました。

本市資産の効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、将来の負担の縮減等となり、持続可能な財政運営に寄与しました。

◆財産の有効活用

○平成 26 (2014) 年度に市有財産の活用方法の先進的事例等をまとめた「有効活用カタログ」を策定するとともに、歳入確保に向けた財務的なインセンティブ制度を整備し、財産の有効活用体制を強化しました。

○平成 27 (2015) 年度に川崎富士見球場において本市初のネーミングライツを導入しました。

○道路予定地の有効活用に向け、平成 27 (2015) 年度に川崎市道路占用料徴収条例の改正を行い、占用入札制度の導入を推進しました。

○平成 27 (2015) 年度に多摩区役所において広告付き庁舎等案内板を導入しました。

<取組による効果>

貸付・広告事業による歳入が 1,202,943 千円（全会計）確保される見込みです。

・平成 26 年度 592,660 千円

・平成 27 年度 610,283 千円（見込み）

広告付き庁舎等案内板の導入により案内板設置費用が削減されました。

(6) 入札・契約制度改革

◆多様な入札制度の実施

○社会貢献に寄与している事業者を評価するため、平成 27 (2015) 年度契約案件から、総合評価方式の評価項目において、若手技術者の配置や建設機械保有等に対する加点項目を追加しました。また、平成 28 (2016) 年 4 月から、本市との防災協定に基づいた災害対応の実働実績やその他の災害・突発事故による緊急対応工事の実績（アシストかわさき）を総合評価方式の評価項目に追加しました。

<取組による効果>

事業者の社会貢献等へのインセンティブ付与や、本市公共工事の品質の確保に寄与しました。

◆公契約制度の的確な運用

○平成 27 (2015) 年度に業務委託の賃金最低額の設定基準を生活保護基準から最低賃金へ変更したほか、業務委託の対象業種に給食調理業務を追加しました。また、作業報酬審議会の意見を踏まえ、適切な賃金最低額を設定しました。

<取組による効果>

労働者の労働環境整備及び本市の公共事業の品質確保に寄与しました。

(7) 資金の調達と運用の安定化・効率化

◆資金運用の戦略的な取組の推進

○市が設置する 29 の基金について合同で運用を行い、運用の効率化を図るとともに、金融市場動向に留意しながら運用時期及び運用方法の選択を行い、財源の確保に取り組みました。

<取組による効果>

2 か年の資金運用の取組により約 34 億円の財源確保が見込まれます。

・平成 26 年度 約 16 億円

・平成 27 年度 約 18 億円（見込み）

(8) 特別会計の健全化

◆競輪事業特別会計

- 競輪場再整備を推進し、西スタンドと選手管理棟を平成 26 (2014) 年から供用を開始し、平成 27 (2015) 年度は旧選手管理棟の除却工事及び外構工事の実施設計を行いました。
- 全国競輪施行者協議会や公益財団法人 J K A 等と特別競輪の誘致に向けて調整を行い、平成 28 (2016) 年度の特別競輪 (G II) の開催が決定しました。
- 川崎富士見球技場との相互通行を試行的に実施しました。
- 平成 29 (2017) 年度からの包括的な業務委託の導入に向けて、既存委託業務の一部集約や見直しを行うなど、調整・検討を進めました。

<取組による効果>

西スタンドに空調設備を完備し、利用者の快適な観戦空間が確保できました。
キッズルームや授乳室等も設置し、富士見公園の利用者の利便性も向上しました。
一般会計への繰出金の額 (当該年度の取組を翌年度予算に反映)

- ・平成 27 年度予算 130,000 千円
(前年度対比 20,000 千円増)
- ・平成 28 年度予算 170,000 千円
(前年度対比 40,000 千円増)

◆卸売市場事業特別会計

- 市場機能の強化と市場運営の効率化に向けて、市場内外の関係者と調整等を行い、平成 28 (2016) 年 2 月に「川崎市卸売市場経営プラン」を策定しました。
- 南部市場の管理運営について、平成 26 (2014) 年 4 月から指定管理者制度を導入し、適切に施設の管理・運営を行うとともに民間ノウハウを活用した市場内イベントの開催や広報・PR 活動等を実施しました。
- 北部市場については、事業用定期借地権方式を活用して、平成 26 (2014) 年度に配送棟及びパッケージ棟を整備し、平成 27 (2015) 年度には新たに荷捌き場棟の整備に着手しました。

<取組による効果>

指定管理者制度を導入した南部市場においては民間のノウハウを活用した市場内イベントの実施や広報・PR 活動等により、市場活性化につながりました。
北部市場については、事業用定期借地権方式を活用し、配送棟及びパッケージ棟を整備したほか、荷捌き場棟の整備に着手し、財産貸付収入等の確保を図りました。

◆国民健康保険事業特別会計

- 賦課割合や賦課方式、軽減・減免制度の見直しについては、平成 26 (2014) 年度から検討を進め、平成 27 (2015) 年度から実施しました。また、保険料の負担緩和のために本市独自の軽減措置を設けました。

<取組による効果>

賦課方式及び賦課割合の変更により、単身世帯及び中間所得者への保険料負担の偏在化の緩和を進めました。また、子育て世帯及び障害者控除を有する世帯に対しては、新たな独自軽減を実施し、変更に伴う保険料負担の変動を緩和しました。

4 公営企業の経営健全化

公営企業の経営健全化については、組織のスリム化や業務の効率化などの更なる経営改善策に取り組むとともに、安全・安心で質の高いサービスを継続的かつ安定的に提供するための取組を進めました。

(1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業

◆「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設・組織の再編

- 平成 28 (2016) 年 3 月に生田浄水場の上水機能を廃止して、長沢浄水場に機能を集約し、浄水場の統廃合による水道事業のダウンサイジングを図りました。
- 再構築計画の完了を見据え、工業用水道専用の浄水場となる生田浄水場の運転管理業務、水道工事の設計・監督業務、水道水質管理業務の執行体制を再編し、効率化を図りました。

<取組による効果>

水道事業について、ダウンサイジングにより事業規模を適正化することで、施設の維持管理経費及び更新費用の縮減や、執行体制の見直しを図ることができました。

◆給・配水工事部門の現場作業の委託化・請負化

- 現場作業について、職員が行うべきコア業務とそれ以外の準コア業務の仕分けを実施し、その結果をもとに、業務の請負化を拡大するとともに、新たな執行体制のあり方について検討を開始しました。
- 漏水件数などの減少を踏まえ、漏水防止部門の執行体制の効率化を図りました。

◆下水処理施設の運転・点検業務の委託化

- 下水処理方法の特性、技術継承、災害時の即応体制の確保などを踏まえ、委託化が可能な唯一の施設として、加瀬水処理センターの運転点検業務を選定し、加瀬処理区ポンプ場の運転点検業務との一体的な委託契約を締結することにより、執行体制の効率化を図りました。

(2) 自動車運送事業

◆人材の確保と育成

- 退職動向等を踏まえ運転手及び整備職の採用選考を実施し、平成 26 (2014) 年度に運転手 10 人、整備職 4 人、平成 27 (2015) 年度に運転手 8 人、整備職 1 人を採用しました。
- 営業所採用選考の導入などにより、公募嘱託運転手を平成 26 (2014) 年度に 9 人、平成 27 (2015) 年度に 17 人採用しました。
- 安全・事故防止、サービス・待遇、事務能力向上等を目的とした職種・階層別研修を延べ 36 種類実施しました。

◆労働の生産性向上

- 乗務計画の見直しや営業所間の運用の統一化を進めるとともに、運行における所定労働時間の見直しを実施し、平成 27 (2015) 年度からの運行に反映させました。

(3) 病院事業

◆救急医療体制の充実

(川崎病院)

- 救命救急センター医師の積極的な確保に努め、安定的かつ継続的な救急医療体制の強化を図り、救命救急医療(三次救急)を担う救命救急センターとして「断らない救急」を目指し、救急搬送患者をより効率的に受け入れるよう体制を整備しました。

(井田病院)

- 平成 27 (2015) 年 4 月に救急センターを開設し、救急医療の充実を図りました。

<取組による効果>

救命(救急)センターでの受入れ人数

(川崎病院)

・平成 26 年度 29,418 人 ・平成 27 年度 28,546 人

(井田病院)

・平成 26 年度 5,612 人 ・平成 27 年度 5,749 人

◆「7 対 1」看護配置基準の導入

(川崎病院)

- 平成 26 (2014) 年度の診療報酬改定により、「7 対 1」看護配置基準の算定基準が厳しくなりましたが、研修受講や多職種との連携などを図ることにより、「7 対 1」看護配置基準の取得を継続し、2 交代制の導入拡大等により、質の高い看護サービスを提供しました。

(井田病院)

- 平成 27 (2015) 年度の全面開院に合わせて、「7 対 1」看護配置基準に必要な看護師を計画的に増員しました。

<取組による効果>

「7 対 1」看護配置基準の継続により、質の高い看護サービスを提供しました。

◆井田病院改築に伴う診療体制の再構築

○井田病院の平成 27（2015）年 4 月の全面開院に合わせ、救急センター、化学療法センター及び内視鏡センター等の診療体制や医療機能を再構築しました。

<取組による効果>

救急医療、がん医療、成人疾患医療等の医療機能の強化

5 出資法人の経営改善の推進

出資法人の経営改善の推進については、法人が担ってきた役割や事業の必要性を検証し、法人の解散や事業の見直しなどの取組を進めました。また、法人が実施する経営改善に係る取組を検証し、法人の自立的な経営に向けた取組を推進しました。

(1) 出資法人の自立的な経営の促進

◆財政的・人的関与の適正化

○法人及び法人事業の見直し等の取組状況を踏まえ、補助金の執行を適切に行い、財政的関与の適正化に向けた取組を推進しました。

(2) 情報公開の充実に向けた取組

◆法人情報の透明性の確保

○法人の事業実績や財務状況等の概要を取りまとめた「出資法人の現況」や出資法人との委託契約状況等について市のホームページに掲載することにより、法人情報の透明性の確保に取り組みました。

<取組による効果>

情報公開の充実を図ることにより、広く市民に説明責任を果たすとともに、情報の閲覧に係る利便性が向上しました。

(3) 各出資法人の取組

◆解散に向けた調整を進める法人

○(株)川崎球場は、川崎富士見球技場への指定管理者制度導入に伴い、平成 27（2015）年 3 月 31 日付で解散しました。

◆施策展開に合わせて事業手法等の検討を進める法人

○(公財)川崎市産業振興財団は、キングスカイフロントにおけるライフサイエンス分野の取組を推進するため、ナノ医療イノベーションセンターを整備し、平成 27（2015）年 4 月 1 日から運用を開始しました。

○川崎臨港倉庫埠頭(株)は、三港の港湾運営会社の経営統合に向けた検討の結果、国、横浜市、本市等が出資する横浜川崎国際港湾(株)が平成 28（2016）年 1 月に設立（横浜市以外の出資は同年 3 月）され、平成 28（2016）年度からの同社との川崎港コンテナターミナル指定管理業務を含む新たな体制を構築しました。

◆事業の有効性・効率性の向上及び経営改善を進める法人

○川崎市土地開発公社の保有資産について、保育園用地、町内会館用地として新規に貸し付けを行い、保有土地の有効活用を図りました。

○川崎アゼリア(株)は、平成 26（2014）年 6 月に、川崎駅周辺の商業環境に的確に対応し、川崎駅東口の核となる商業施設としての一層の発展を目指して、開業以来初となる全面的なリニューアルを実施する基本構想を作成し、平成 28（2016）年 3 月 16 日にグランドオープンを達成しました。

○(公財)川崎市シルバー人材センターにおいて実施してきた無料職業紹介事業は、国の制度改正に伴う見直しを行い、平成 26（2014）年 10 月で廃止しました。

○(公財)川崎市消防防災指導公社において実施してきた消防用設備点検事業は、社会経済状況の変化を踏まえ、関係局及び関係団体等と調整し、平成 27（2015）年度末において廃止しました。

川崎市行財政運営に関する改革プログラムに基づく取組一覧

ページ

1 民間部門の活用	
(1) 公の施設の管理運営	17
(2) 公共サービスの提供等	22
2 効率的・効果的な執行体制の整備	
(1) 効率的・効果的な執行体制	25
(2) 区への分権	29
3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立	
(1) 組織力の強化	30
(2) 給与制度及び福利厚生制度の見直し	33
(3) ICTの活用による行政運営の効率化	34
(4) 債権確保策の強化	36
(5) 戦略的な資産マネジメント	38
(6) 入札・契約制度改革	40
(7) 資金の調達と運用の安定化・効率化	41
(8) 特別会計の健全化	42
4 公営企業の経営健全化	
(1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業	44
(2) 自動車運送事業	45
(3) 病院事業	46
5 出資法人の経営改善の推進	
(1) 出資法人の自立的な経営の促進	48
(2) 情報公開の充実に向けた取組	49
(3) 各出資法人の取組	50

行財政運営に関する改革プログラムの取組結果(平成26・27年度)

1 民間部門の活用

(1) 公の施設の管理運営

※「頁」は改革プログラムにおける掲載ページ

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
1	9	こども未来局	保育所の民営化	市が直接運営する既存保育所のうち一部を「新たな公立保育所」として位置付け、地域における子ども・子育て支援などを担うこととし、それ以外の保育所については、施設の老朽化や保育需要の増大・多様化などを踏まえながら、引き続き民営化を進めます。(平成27(2015)年度:3園、平成28(2016)年4月:4園)	○平成27(2015)年4月に3園(日吉・宮内・諏訪)、平成28(2016)年4月に4園(新町・小向・野川・下麻生)を民営化し、受入定員の増加や一時保育事業の実施等、保育サービスの拡充を図りました。 ○平成29(2017)年度民営化園について、平成26(2014)年10月に5園(渡田・橘・向丘・向丘乳児・東中野島)を決定しました。 ○平成30(2018)年度民営化園について、平成27(2015)年10月に4園(小田・上作延・馬絹・南生田)を決定しました。	○受入定員の増加(125人) ・平成26年度50人、平成27年度75人 ○長時間延長保育の実施(7:30~19:00⇒7:00~20:00) ○一時保育事業の実施 ○経費縮減額 286,787千円
2	9	こども未来局	北部地域療育センターへの指定管理者制度の導入	北部地域療育センターの管理運営について、指定管理者制度を導入します。(平成27(2015)年度)	○北部地域療育センターの管理運営について、平成27(2015)年4月から指定管理者制度を導入しました。 ○多様化するニーズに対して、指定管理者のノウハウや人的資源を活用し、サービスの向上や効率的な管理運営を図りました。	○発達障害児の増加など多様化しているニーズに対して、指定管理者のノウハウや人的資源による柔軟な対応が行われ、医師の常勤対応や職員の増加等を図ることにより、診察枠の拡大などのサービス向上や効率的な管理運営が図られました。 ○経費縮減額 10,983千円
3	10	経済労働局	(仮称)小杉町二丁目地区コンベンション施設の整備・管理運営体制の構築	(仮称)小杉町二丁目地区コンベンション施設について、オープンイノベーションの促進のための交流拠点として整備し、市民利用を含めたニーズに適切に対応されるよう柔軟性のある施設運営を図るとともに、指定管理者制度の導入に向けた検討を進めます。	○(仮称)小杉町二丁目地区コンベンション施設について、平成30(2018)年度からの供用開始に向けて、平成26(2014)年度に施設の基本・実施設計等を実施し、平成27(2015)年度に工事の発注等を実施しました。 ○コンベンション施設の機能や内装等について、国内の類似施設の視察や事業者へのヒアリング等を実施するなど指定管理者制度の導入に向けた検討を進めました。	○平成30(2018)年度からオープンイノベーションの促進・創出のためのコンベンション施設の利用が開始されます。 ・ホール(約920㎡) ・会議室(4室)
4	10	経済労働局	産学交流・研究開発施設の整備・管理運営体制の構築	新川崎・創造のもり第3期第2段階事業における産学交流・研究開発施設について、民間部門の活用を基本とした整備及び管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。	○新川崎地区でのさらなる産学交流・研究開発を推進する新たな施設について、民間事業者を活用した整備等を行う方針に基づき、平成27(2015)年度に公募手続を開始しました。 ○平成28(2016)年度に施設整備等を行う民間事業者を選定し、平成29(2017)年度末に施設の供用を開始する予定です。	○平成29(2017)年度から新川崎地区での産学交流・研究開発スペースの充実が見込まれます。 ・産学交流スペース(約1,000㎡) ・研究開発スペース(約14,000㎡)

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
5	10	経済労働局	北部市場の管理運営体制の見直し	中央卸売市場北部市場について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。	○中央卸売市場北部市場の機能強化に向けた施設整備を段階的に進めるとともに、市場機能の強化と市場運営の効率化に向けて、市場内外の関係者と調整等を行い、平成27(2015)年度に「川崎市卸売市場経営プラン」を策定し、市場の役割、機能強化の方向、市場運営のあり方等について明確にしました。	
6	10	健康福祉局/子ども未来局	リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築	リハビリテーション福祉・医療センターについて、各施設の再編整備に合わせて、管理運営体制の再構築を図ります。 ・(仮称)井田日中活動センター(現めいぼう及び社会参加支援センター)への指定管理者制度の導入(平成28(2016)年4月) ・(仮称)井田地域生活支援センター(現生活訓練支援センター)への指定管理者制度の導入(平成28(2016)年4月) ・(仮称)子ども心理ケアセンターの民間部門による施設整備及び管理運営(平成27(2015)年度)	○各施設の再編整備に合わせて、管理運営体制の構築を図りました。 ・井田日中活動センター(旧めいぼう及び社会参加支援センター)及び井田地域生活支援センター(旧生活訓練支援センター)の指定管理者制度の導入(平成28(2016)年4月) ・社会福祉法人による施設整備及び管理運営(民設民営)により、平成27(2015)年10月から「川崎子ども心理ケアセンターかなで」(中原区井田)を開設しました。同センターは、通常の児童養護施設等では支援が難しい心理療法を必要とする子どもたちを対象とした情緒障害児短期治療施設で、県内2カ所目、川崎市においては初めての設置となります。	○井田日中活動センター及び井田地域生活支援センター ・民間活力を活用した障害者の支援ニーズに対応した障害福祉サービスの提供 ○「川崎子ども心理ケアセンターかなで」 ・特別なケアを必要とする児童に対して、医療・心理の専門的ケアによる支援を実施することが可能になるとともに、施設内学級を設置することにより個別の支援計画に基づく教育支援が可能になりました。
7	10	健康福祉局	地域リハビリテーションセンター管理運営体制の構築	あらゆる障害に対して相談できる地域に根差した専門的相談機関として、地域リハビリテーションセンターを市内3カ所に整備するとともに、在宅支援機能や併設機能(日中活動系サービス等)については、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた取組を進めます。 ・(仮称)中部リハビリテーションセンターへの指定管理者制度の導入(平成28(2016)年4月) ・(仮称)南部リハビリテーションセンターへの民間部門を活用した管理運営の導入の検討	○中部リハビリテーションセンターの管理運営における在宅支援機能等について、平成28(2016)年4月から指定管理者制度を導入しました。 ○区役所における地域包括ケアシステムの体制づくりに合わせて、南部地域における在宅生活の支援機能を先行して整備しました。(仮称)南部地域リハビリテーションセンターの福祉センター跡地活用施設の整備に向け、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた取組を行いました。	○地域における在宅生活の支援機能として、市内3カ所の整備に向けた取組を推進し、これまで1カ所で集中的にサービスを提供していた仕組みから、地域に根差した形で提供する仕組みへと変更し、生活の場を中心とした地域リハビリテーションを展開することで、より身近な地域における支援が可能となりました。
8	10	健康福祉局	わーくすの管理運営体制の見直し	わーくすについて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。	○わーくすの管理運営については、既に3施設(大師、川崎、高津)に指定管理者制度を導入しています。直営2施設(大島、中原)について、民間部門の活用の可能性を検討するため、市内他施設の取組状況を把握するとともに、現利用者の状況について確認しました。	

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
9	10	健康福祉局	休日急患診療所運営体制の見直し	休日急患診療所について、市民の身近な初期救急医療機関として、患者ニーズに的確に対応できる良質な医療サービスを提供するとともに、患者状況に応じた柔軟かつ効率的な運営を確保するため、民間部門の更なる活用を基本に、管理運営手法の見直しに向けた検討を進めます。	○休日(夜間)急患診療所事業について、平成29(2017)年度からの川崎市医師会による自主事業化に向けて、事業の移管に関する覚書を締結しました。 ○中原休日急患診療所については、平成29(2017)年度に中原消防署跡地に建設される新たな医師会館内に移転することを決定しました。	○川崎市医師会による自主事業化により、良質な医療サービスの提供や柔軟で効果的な診療体制への対応が図られます。 ○中原休日急患診療所の移転に伴い、待合室の拡充等、施設の狭隘の問題が解消されることが見込まれます。
10	10	建設緑政局	公園緑地の管理運営体制の再構築	公園緑地の管理運営について、等々力緑地等の大規模公園や身近な公園の特性に応じて、指定管理者制度の導入や市民協働の推進など様々な手法による管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。	○等々力緑地について、平成30(2018)年度から一部の施設を除いた緑地全域を一体的・横断的に管理するため、民間活力を活かした管理手法として指定管理者制度導入に向けた検討を行いました。 ○身近な公園について、公園利用の仕組み作りに先行して、現在禁止されている公園での子どものボール遊びができる環境づくりに向けた検討を行いました。	
11	11	建設緑政局	富士見公園の管理運営体制の再構築	富士見公園の管理運営について、川崎富士見球技場を含め、段階的に指定管理者制度の導入を進めます。(平成27(2015)年度)	○富士見公園南側(川崎富士見球技場)の管理運営について、平成27(2015)年4月から指定管理者制度を導入しました。 ○川崎富士見球技場の補修や富士見公園の魅力向上に役立てるため、川崎富士見球技場へ本市初のネーミングライツを導入しました。 ・契約期間：平成27(2015)年4月1日から平成32(2020)年3月31日までの5年間	○指定管理者の営業力、情報発信力を生かして、高校サッカーなどの新規利用促進や、自主事業としてレディースサッカークリニックを開催するなど、半面のみ利用や利用者の少ない時間帯の利用率向上が図られました。 ○ネーミングライツ料：年額10,000千円(5年間計50,000千円)
12	11	建設緑政局	多摩川河川敷の管理運営体制の構築	多摩川河川敷の管理運営について、等々力・丸子橋地区の再編整備と合わせて、指定管理者制度など、民間活力を導入することを基本に検討を進めます。	○多摩川河川敷等々力・丸子橋地区内施設の管理運営について、国・地元町内会・警察・区役所・橋梁管理者等を交えた連絡会を開催し、検討を進めました。 ○多摩川河川敷の適正管理のため、地元町内会等との調整を踏まえ、平成26(2014)年度に駐車場の有人化による社会実験を実施するとともに、平成27(2015)年度から駐車場の有料化を図り、その検証も踏まえて民間活力を活かした管理運営手法について検討を進めていくこととしました。	
13	11	港湾局	川崎港コンテナターミナルの管理運営手法の見直し	川崎港コンテナターミナルについて、三港連携による港湾運営会社の設立に向けた検討状況を踏まえ、効果的な管理運営手法の導入に向けた検討を進めます。	○横浜港と川崎港の2港が先行し設立した、横浜川崎国際港湾(株)について、平成28(2016)年3月に港湾運営会社に指定されたことから同社を活用した管理運営体制に移行しました。 ○官民連携によるポートセールス、集貨活動に取り組みました。	○ポートセールスの取組等による川崎港におけるコンテナ取扱量の増加(公共埠頭) ・平成25年 約5.3万TEU ・平成26年 約6.8万TEU ・平成27年 約9.4万TEU

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
14	11	港湾局	港湾緑地等の管理運営体制の見直し	川崎港内全体の港湾緑地等の管理運営も視野に入れた「(仮称)川崎港緑化基本計画」を策定し、港湾緑地等の管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。	○平成26(2014)年度に、「川崎港緑化基本計画(案)」の策定に向け、川崎港内の既存緑地等の現状を分析し課題を抽出するとともに、他港における管理運営の状況を調査し、川崎港における港湾緑地に求められる役割やあるべき姿の方向性について検討を進めました。 ○平成27(2015)年度に、庁内関係者による検討委員会及び学識経験者等からなる懇談会を開催し、川崎港における港湾緑地の維持管理・運営の方針を含む「川崎港緑化基本計画(案)」をとりまとめ、平成28(2016)年4月のパブリックコメント手続実施に向けた取組を推進しました。	
15	11	教育委員会事務局	教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し	教育文化会館・教育文化会館分館・市民館・市民館分館について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。	○他都市の事例研究や現地視察を踏まえ、市民サービスの向上を図るための教育文化会館・教育文化会館分館、市民館・市民館分館の管理運営体制の見直しについて、教育委員会事務局職員による検討委員会を立ち上げ、検討を進めました。	
16	11	教育委員会事務局	図書館等の管理運営体制の見直し	図書館・図書館分館について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。	○他都市の事例研究や現地視察を踏まえ、市民サービスの向上を図るための図書館・図書館分館の管理運営体制の見直しについて、教育委員会事務局職員による検討委員会を立ち上げ、検討を進めました。	
17	11	総務企画局	指定管理者制度の運用の見直し	指定管理者のノウハウの蓄積や中長期的な計画による事業執行、人材の確保・育成、雇用の安定などの観点から、事業者の募集方法など、施設特性に応じて募集条件の設定の考え方を見直します。また、指定管理料について、指定管理者のインセンティブを維持させつつ、収支の適正化を図る仕組みを構築します。	○福祉施設などの入居型施設などにおける安定的なサービスの提供のため、一定の条件を満たした場合に、現行の指定管理者を引き続き、次期の指定管理者予定者として選定できる「非公募更新制」を平成26(2014)年5月に導入し、平成27(2015)年度に高齢者等が利用する福祉施設等、12施設(特別養護老人ホーム8施設、養護老人ホーム1施設、柿生学園1施設、れいんぼう1施設、聴覚障害者情報センター1施設)において適用しました。 ○平成26(2014)年度に指定管理者へのインセンティブにつながる総合評価ランクの適用基準の見直しを行いました。 ○平成26(2014)年度に指定管理施設の管理運営に関する収支の適正化を図る仕組みとして、指定管理者の収支状況等をより詳細に確認するシートを策定しました。	○インセンティブ制度の見直しと合わせた「非公募更新制」の導入により、利用者への人を介したサービスが中心の入居施設等において、評価が優良な指定管理者においては、最長10年まで継続して管理運営を担えることから、より質の高い、安定的なサービスの提供が期待されます。 ○収支状況等を確認するシートにより、指定管理者の収支状況をより的確に把握することが可能になり、収支の適正化を図る仕組みを構築しました。

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
18	11	総務企画局	指定管理者制度導入施設の管理運営手法の見直し	福祉施設等の指定管理者制度導入施設について、公設の土地・建物の譲渡・貸付やインセンティブの導入により担い手を確保し、業務の継続性を担保しつつ、民営化への移行に向けた取組を進めます。	<p>○指定管理者制度を導入し、公設民営となっている保育所のうち、5園（大師、下作延中央、坂戸、宮崎、宿河原）については、指定管理期間の終了に合わせ、平成27（2015）年4月に建物の民間譲渡を行いました。また、2園（かわなかじま、みぞのくち）については、平成28（2016）年4月に建物貸付の手法による民間の運営を開始しました。</p> <p>○指定管理者制度を導入し、公設民営となっている保育所等のうち、5園（塚越、小田中・小田中乳児、たちばな中央、くじ）については、指定管理期間終了後（平成29（2017）年3月）に民設民営へ移行することを平成27（2015）年9月に決定しました。</p>	○施設の譲渡又は貸付を行い民設民営を行うことで、指定管理期間に縛られることなく、利用者への継続的に安定したサービスの提供が可能になります。

(2) 公共サービスの提供等

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
19	11	総務企画局	守衛業務の見直し	守衛業務について、議会守衛業務も含め、委託化等、民間部門の活用に向けた検討を進めます。	○守衛業務については、本庁舎等の仮移転に伴い、本庁舎に配置している守衛を平成28(2016)年1月に第3庁舎に配置しました。 ○現在守衛職が担っている要人警護、議場警備等の特殊性、専門性など、民間部門を活用する際の諸課題について、検討を進めました。	
20	11	総務企画局	区行政サービス総合案内業務の委託化	守衛業務や電話交換業務等を統合した区役所の総合案内業務について、委託化に向けた検討を進めます。	○川崎区役所総合庁舎における守衛業務、案内業務、電話交換業務及び大師支所、田島支所における案内業務、電話交換業務を平成27(2015)年4月から委託化しました。	○経費縮減額 34,306千円
21	11	こども未来局	地域子育て支援センター事業の運営手法の見直し	市が直接運営する地域子育て支援センターについて、引き続き委託化等の民間部門の活用に向けた取組を進めます。	○市が直接運営する地域子育て支援センターについては、「新たな公立保育所」の機能の実践場所としても活用しており、公立保育所の老朽化に伴う再整備事業と併せた運営手法の見直しの検討を進めました。	
22	12	経済労働局	競輪事業の運営手法の見直し	競輪事業の運営手法について、施設の再整備と合わせて、包括的な外部委託等の民間部門の活用に向けた検討を進めます。	○競輪事業の運営手法について、平成29(2017)年度からの包括的な業務委託等の導入を見据えて、平成26(2014)年度に建物総合管理と清掃委託業務の一部集約・見直しを行うとともに、平成27(2015)年度にはテレビ放送業務の一部集約・見直しを行いました。	○一般会計への繰出金の額(当該年度の取組を翌年度予算に反映) ・平成27年度予算 130,000千円(前年度対比20,000千円増) ・平成28年度予算 170,000千円(前年度対比40,000千円増)
23	12	環境局	廃棄物収集業務の委託化	空き缶・ペットボトルの収集業務について、モニタリング等の管理監督体制を確保しながら、段階的な委託化に向けた取組を進めます。	○空き缶・ペットボトルの収集運搬業務について、平成27(2015)年4月から川崎市・幸区を委託化し、平成28(2016)年4月から中原区・高津区・宮前区を委託化しました。 ○多摩区、麻生区における空き缶・ペットボトルの収集運搬業務について平成29(2017)年度からの委託化の検討を行いました。 ○委託化に向けては、担い手となる民間事業者の状況を把握するとともに課題を整理し、委託業務のモニタリングを適切に実施していく手法や体制を整備しました。	○経費縮減額 274,454千円
24	12	環境局	廃棄物処理施設運転操作業務の委託化	処理センターの運転操作業務について、3処理センター体制の安定稼働の状況や、平成24(2012)年度に一部委託化した王禅寺処理センターのモニタリング結果及び他都市の動向等を検証した上で、委託化に向けた検討を進めます。	○王禅寺処理センターの夜間操作業務のモニタリングについて、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度までの3か年の結果の集約・分析を行うとともに、他都市の焼却処理施設の運営状況について調査・分析を行いました。 ○今後、3処理センターの安定稼働の状況を見極めながら、危機管理やモニタリング体制の確保の視点を含む課題等を整理し、委託化に向けた検討を進めます。	

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
25	12	環境局	リサイクルパークあさお資源化処理施設管理運営業務の委託化	平成27(2015)年度に完成のリサイクルパークあさおの資源化処理施設及び同施設内に整備されるプラザ棟の管理運営業務について、稼働開始時から一体的に民間事業者へ委託します。(平成28(2016)年4月)	○平成26年度に、民間事業者へ委託する管理運営業務の範囲や内容について、効率的・効果的な手法の検討を進めるとともに、委託業務におけるモニタリング手法や体制について検討を行いました。 ○王禅寺処理センター資源化処理施設及び環境学習施設(プラザ棟)の管理運営業務について、同一建物内における安全面や利便性を考慮し、平成28(2016)年4月から一体的に民間事業者へ委託しました。	○施設管理について、管理運営及び各資源化事業に関するノウハウを有した事業者へ委託したことにより、円滑な業務の遂行が行えるとともに、施設見学等の効率的な実施による普及啓発効果などが期待されます。
26	12	まちづくり局	設計・監理業務執行体制の見直し	公共建築物や市営住宅の設計・監理業務について、引き続き民間部門や公社の活用に向けた取組を進めます。	○公共建築物の設計・監理業務について、民間部門や公社を活用した業務委託を実施しました。 ○市営住宅工事における工事監理業務について、平成26(2014)年度に3棟、平成27(2015)年度に5棟を委託化しました。その結果を踏まえて、民間部門や公社への委託化を継続して進めます。	○市営住宅工事における工事監理業務については、委託化の試行により、改善点の検討等、本格実施に向けた取組の推進が図られました。
27	12	まちづくり局	土地区画整理事業補償業務執行体制の見直し	登戸土地区画整理事業に係る補償業務について、民間部門の活用による効果を検証し、事業の進捗に対応した執行体制の見直しに向けた取組を進めます。	○移転補償交渉や建物調査の精査等の補償業務について、平成25(2013)年度から民間部門を活用しており、5班体制(直営3班、委託2班)で補償業務を実施しました。	○民間部門の活用により交渉権利者数、交渉回数及び建物調査の実施が増加するとともに、委託業者の豊富な経験により特殊用途など難易度の高い交渉への対応が可能となりました。
28	12	消防局	市民救命士養成事業の委託化	市民救命士養成事業について、講習会の開催等の委託化に向けた取組を進めます。	○平成26(2014)年度に、平成29(2017)年度の全面委託化に向けた3か年の委託計画を作成しました。 ○平成27(2015)年度に、計画に基づき、市民救命士養成講習の3割を民間委託しました。	○委託化により、休日など、開催日の幅が広がり、市民に対し、より多くの受講機会を提供することができました。 ○これまで指導者や資機材不足等から受講希望に応えられなかった状況が改善し、市民救命士数の増が図られました。

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
29	12	教育委員会事務局	中学校完全給食実施に向けた取組	中学校給食について、民間活力をいかしたあらゆる手法を比較検討の上、効率的・効果的な実施手法による安全・安心で温かい給食の全校実施に向けた取組を進めます。	<p>○中学校完全給食の早期実施に向け、中学校給食推進会議等において検討を行い、平成26(2014)年度に「川崎市立中学校完全給食実施方針」を決定しました。</p> <p>○平成26(2014)年度に、学校給食センターの整備について民間ノウハウの活用により費用削減効果が期待できることなどから、PFI手法の導入を決定しました。また、その他の給食施設・設備については、公設民営又は既存のPFI事業契約に含めて実施することを決定しました。</p> <p>○中学校完全給食の円滑な本格実施に資するよう、平成28(2016)年1月から、東橘中学校(小中合築校方式)において試行実施を開始するとともに、平成29(2017)年度中の全校実施に向け、学校給食センター及びその他の給食関連施設の整備を進めました。</p>	<p>○平成28(2016)年度は中学校4校(約3,000食)、平成29年度は中学校全52校(約33,000食)へ安全・安心で温かい完全給食を提供することができまます。</p> <p>○学校給食センターの整備等に当たり導入したPFI(BTO方式)手法により、従来の市が直接実施した場合と比較し、費用削減効果が期待でき、また、財政負担の平準化が図られます。</p>
30	12	教育委員会事務局	小学校等給食調理業務の委託化	小学校等給食調理業務について、引き続き委託化を進めます。	○平成27(2015)年4月から藤崎小学校及び犬蔵小学校において、平成28(2016)年4月から小田小学校及び住吉小学校において、給食調理業務を委託化しました。	○経費縮減額 31,634千円

2 効率的・効果的な執行体制の整備

(1) 効率的・効果的な執行体制

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
31	13	総務企画局	庁用自動車運転業務執行体制の見直し	庁用自動車運転業務について、行政事務遂行上の機動力を確保しつつ、引き続き職員配置の見直しを進めます。	○庁用自動車運転業務について、退職動向と車両更新状況等を勘案して、平成26(2014)年度に、自動車運転手3人の減員を行うとともに、共用車3台を減車する一方、機動力を確保するため、一般職員が運転できる業務用車3台を導入しました。 ○予備車の運行管理を庁舎管理課の一括管理としました。	○車両のリース化(3台)による経費の平準化が図られました。 ○稼働率の向上が図られました。
32	13	市民文化局	証明書郵送交付業務・戸籍入力業務の集約化	住民票等の証明書郵送交付業務と戸籍入力業務について、集約化に向けた取組を進めます。	○郵送請求業務の集約化について ・旧柿生連絡所の機能再編に伴い発生した空きスペースを活用し、平成28(2016)年度から各区役所の業務を集約するとともに、委託化しました。 ○戸籍入力業務の集約化について ・大師・田島支所における出生届などの一部の戸籍入力業務について、平成28(2016)年度から試行的に川崎区役所への集約を行いました。	
33	13	総務企画局	効果的な情報戦略に向けた執行体制の整備	戦略的な情報発信によるシティセールスや双方向のコミュニケーションなど、効果的な情報戦略を推進するため、執行体制の整備に向けた取組を進めます。	○市政だよりについて、よりわかりやすく、読みやすいものとするため、平成26(2014)年7月に紙面の一部リニューアルを実施しました。こうした取組により、平成28(2016)年全国広報コンクールにおいて、総務大臣賞(特選)を受賞しました。 ○平成27(2015)年3月に今後のシティプロモーション推進の基本方針となる「川崎市シティプロモーション戦略プラン」を策定しました。 ○戦略的な情報発信を推進するため、広報機能の連携強化を図りながら執行体制の整備を進め、平成28(2016)年度からシティプロモーション推進室を設置しました。	
34	13	市民文化局	スポーツ施設の管理体制の再構築	各局区が所管する屋内・屋外スポーツ施設について、スポーツ施策の総合的な推進の視点から効果的な管理体制の構築に向けた取組を進めます。	○川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会において、スポーツ推進に関わる事業実施状況等を確認するとともに、スポーツ施策の総合的な推進についてや、同委員会の活用方法について検討を行いました。 ○今後も引き続き、効果的な管理体制の構築に向けた取組を進めます。	

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
35	13	市民文化局	市民ミュージアムの機能強化に向けた取組	市民ミュージアムの魅力向上を図るため、「取組方針」に基づき、管理運営手法の見直しを含めて、機能強化に向けた取組を進めます。	○平成26(2014)年度に指定管理者制度等民間活力の導入に向けた課題の抽出及び方向性を検討し、平成27(2015)年度に平成29(2017)年度からの指定管理者制度の導入を決定しました。	
36	13	こども未来局	子ども・子育て支援施策の充実に向けた執行体制の整備	生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために、執行体制の強化に向けた取組を進めます。	○子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりを推進し、子育てに関する市民ニーズの多様化・複雑化に対応するとともに、組織の責任体制の明確化を図るため、平成28(2016)年4月から「こども未来局」を設置しました。	
37	13	こども未来局	待機児童ゼロ対策に向けた執行体制の整備	待機児童ゼロ達成に向け、こども本部に待機児童ゼロ対策室を設置するとともに、区役所における執行体制を整備しており、今後の進捗状況を踏まえ、平成27(2015)年度から開始される子ども・子育て支援新制度への対応と合わせて、適切な執行体制の整備に向けた取組を進めます。	○平成26(2014)年4月から各区役所に子ども・子育て支援新制度の利用者支援事業に対応した職員配置を行い、地域の子ども・子育て支援のニーズを的確に把握・分析するとともに、保育所の利用を申請する前段階からアフターフォローにいたるまで、きめ細やかな相談・支援を実施する執行体制を整備しました。	○各区役所窓口等において保育所等の利用申請前から保護者等の視点に立った情報提供や相談を実施し、入所保留となった後も、きめ細やかな相談・支援を継続して実施したことにより待機児童数の減少につながりました。 ○平成27(2015)年4月1日時点で、保育所等利用待機児童数の解消を達成しました(厚生労働省の「保育所等利用待機児童の定義」に基づき算出)。一方で、平成28(2016)年4月1日時点で、待機児童数6人となっており、引き続き待機児童の解消に向けた取組を推進します。
38	14	環境局	循環型社会に対応した廃棄物処理体制の構築	資源物の分別収集の拡充等によるごみの減量化を推進するとともに、現在4箇所ある焼却処理施設のうち橘処理センターを休止し、3処理センター体制を構築します。 あわせて、3処理センター体制に対応する鉄道輸送を含めた効率的・効果的な収集体制を構築します。(平成27(2015)年度)	○ごみの減量化・資源化の推進によりごみ焼却量が削減(年間約37万トン)されたことから、橘処理センターを休止し、平成27(2015)年4月に3処理センター体制に移行しました。 ○橘処理センターの休止に伴い、普通ごみ等の搬入先の変更や鉄道輸送を含めたごみの中継輸送体制の変更など、3処理センター体制に対応した効率的・効果的な収集体制を構築しました。	○人件費・施設維持管理費等の経費縮減 411,939千円 ○施設建設費や維持管理費等の財政効果として、40年間で約720億円の経費縮減を見込んでいます。
39	14	環境局	循環型社会に対応した廃棄物収集体制の構築	分別収集品目の拡大や普通ごみ収集の週2回への変更等、3Rを基調とした循環型社会の構築に向けた施策を円滑に推進するため、より小型の収集車による狭隘地等への収集を含む効率的・効果的な収集体制の構築に向けた取組を進めます。	○収集体制変更後の集積所状況等を踏まえ、狭隘地等での収集作業、環境美化対策等のため、平成26(2014)年度に各生活環境事業所に軽ダンプ車を各1車導入し、効率的・効果的な収集体制の構築に向けた取組を進めました。 ○平成27(2015)年度には狭隘地域の多い多摩区、麻生区の状況等を踏まえて所管する多摩生活環境事業所へ軽ダンプ車を1車増車し、効率的・効果的な収集体制の構築に向けた取組を進めました。	○全市で軽ダンプ車が配置されたことにより、小型ごみ収集車が通行できない狭隘地域でのごみ集積所までの距離も短くなり、また、遠方のごみ集積所への持ち出しや大規模集積所の環境についても改善され、市民の利便性や集積所周辺の環境が向上しました。

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
40	14	環境局	廃棄物収集車整備業務等執行体制の見直し	生活環境事業所の車両整備業務、処理センターの焼却灰運搬業務、入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務、加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務及び浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、引き続き退職動向等に合わせて非常勤化を進めます。	○生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向に合わせて、平成27(2015)年4月から2人の非常勤化を進めました。 ○今後も引き続き、緊急時の対応などの課題を検証した上で、退職動向等に合せて非常勤化を進めていきます。	○経費縮減額 11,003千円
41	14	健康福祉局	地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備	地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健福祉センターの役割を含め、保健・福祉・医療における在宅支援施策を一体的に検討・推進するとともに、効率的・効果的な執行体制の整備に向けた取組を進めます。	○平成27(2015)年3月に「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、本市における地域包括ケアシステム構築に向けた基本的な考え方を示しました。 ○地域包括ケアシステムの構築に向け、庁内外の関係機関や地域における多様な主体と連携しながら、区における地域包括ケアをマネジメントするための体制として、平成28(2016)年4月に各区保健福祉センター内に地域みまもり支援センターを設置しました。	○保健・医療・福祉に関する地域の課題解決に向けた対応を図るため、保健師をはじめとする専門多職種が地域に積極的に出向き、「個別支援の強化」や「地域力の向上」に取り組む体制を整備し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進が図られました。
42	14	健康福祉局	福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護業務について、適正実施の確保に向けた取組を着実に進めるとともに、生活保護・自立支援対策方針の進捗も踏まえつつ、効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。	○平成26(2014)年度は、各福祉事務所の課長級を構成員とした実施体制検討委員会と係長級による作業部会を開催し、効率的・効果的な執行体制の構築に向けた検討を行いました。 ○平成28(2016)年度から、返還金等滞納債権対策のための非常勤嘱託員を設置しました。 ○平成26(2014)年度から、健康管理支援員3人と保健師9人の合わせて12人体制で健康に不安を抱える生活保護受給者に対して健康管理支援を実施していましたが、平成28(2016)年度からは、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を踏まえ、各区役所に設置された地域みまもり支援センターにおいて実施することとする執行体制の再構築を図りました。	○糖尿病をはじめとした生活習慣病等により健康に不安を抱える生活保護受給者に対し、健康管理支援を実施することにより、受診の適正化が推進され、将来的な医療費の抑制につながりました。 ・平成26年度 1,031人 ・平成27年度 1,036人
43	14	健康福祉局	保健福祉センター健康診断事業執行体制の見直し	保健福祉センターにおいて実施している健康診断事業について、一般健康診断、事業所健康診断及び結核健康診断の事業見直しの進捗に合わせて、執行体制の見直しに向けた取組を進めます。	○保健福祉センターで実施する各種健診について、社会情勢の変化や利用実態を踏まえた検討を行い、平成28(2016)年度から一般健康診断事業、事業所健康診断事業及び若年健診・保健指導事業を廃止しました。 ○平成27(2015)年度に結核検診におけるX線撮影の実施を4区(川崎、中原、高津、多摩)へ集約することとし、実施体制を整備しました。	○健診事業廃止及びX線撮影装置保守経費縮減額 5,639千円

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
44	14	健康福祉局	地域保健対策業務執行体制の再構築	多様化・高度化する市民ニーズや今後の高齢化の進展などを見据えた地域保健対策の展開と、健康危機管理や保健・医療・介護施策などの関連施策の連携強化を図るため、効率的・効果的な事業執行体制について検討を進めます。	○平成26(2014)年度、平成27(2015)年度ともに、民間企業等と包括的連携協定を締結し、がん検診の普及啓発や健康づくりなどを協力して推進しました。 ○健康危機管理事象に対する、より迅速かつ広域的な対応とともに、科学技術の進展を踏まえた高度で専門的な対応が図れるよう、指揮命令系統を一元化し、平時における人材育成と有事における機動性を確保するため、健康福祉局に保健所を設置し、1保健所・7支所体制に移行しました。 ○地域保健対策の総合的な推進や、保健・医療・福祉の総合的なケアマネジメントが求められていることなどを踏まえ、平成28(2016)年4月に、各区役所保健福祉センター内に設置した地域みまもり支援センターに対人保健業務を再編しました。	○民間企業等と包括的連携協定を締結し、がん検診の普及啓発や健康づくりなどを協力して推進したことにより、幅広い取組を実施することが可能となりました。 ○保健・医療・福祉に関する地域課題の課題解決に向けた対応を図り、地域包括ケアシステムの総合的なマネジメントの推進を図りました。 ○指揮命令系統を一元化し、健康危機事案の発生時により、的確な全市的対応を可能としました。 ○平時においてはより地域に密着した保健サービスの提供の実施を可能としました。
45	14	健康福祉局	動物愛護センターの再編整備に伴う執行体制の見直し	動物愛護センターについて、再編整備に合わせて、民間部門の活用や市民団体等との連携・協働の推進など、効率的・効果的な事業執行手法の見直しに向けた検討を進めます。	○動物愛護センターの運営形態について、平成28(2016)年度から動物の飼養管理や搬送等の業務の一部の委託化を進めました。 ○動物の譲渡や飼養管理、普及啓発について、動物愛護団体やボランティアと連携し業務を推進しました。 ○動物愛護センター再編整備事業その他動物愛護に関する施策の推進を図る事業の資金に充当するため、平成28(2016)年4月に動物愛護基金を設置しました。	○動物の譲渡を推進し、猫の殺処分数が減少しました。 ・平成26(2014)年度 12頭 ・平成27(2015)年度 9頭 ○犬の殺処分は平成27(2015)年度も引き続き0頭となっています。 ○経費削減額 6,278千円
46	14	教育委員会事務局	県費負担教職員制度の見直しへの対応	学校の設置者である川崎市自らが学校の実情に即した教職員配置や学校運営を行うことが可能となるよう、市立小学校・中学校・特別支援学校の学級編制基準、教職員定数の決定、教職員給与負担等の事務・権限の移譲に向けた取組を進めます。	○学級編制基準、教職員定数の決定、教職員給与負担等の事務・権限について、平成29(2017)年4月の移譲に向け、国及び神奈川県と調整を図りながら準備を進めました。	
47	14	教育委員会事務局	学校用務業務執行体制の見直し	学校用務業務について、引き続き退職動向等にに合わせて非常勤化を進めます。	○退職動向等にに合わせて、平成27(2015)年4月から9人を非常勤化するとともに、平成28(2016)年4月から再任用職員を配置しました。	○経費削減額 56,448千円

(2) 区への分権

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
48	15	市民文化局	区役所の権限強化に向けた取組	身近な課題は身近な所で解決するという「補完性の原則」の観点から、これからの区役所のあり方を明らかにし、予算や権限の移譲を行うなどの権限強化に向けた取組を進めます。	○平成26(2014)年度に、中長期的な区役所のあり方を取りまとめるための庁内検討体制を構築し、「中長期的な『区役所のあり方』の考え方」を取りまとめました。 ○「めざすべき区役所像」実現に向けた区役所の機能強化に取り組むため、平成28(2016)年3月に「区役所改革の基本方針」を策定しました。	
49	15	市民文化局/こども未来局/健康福祉局	市民等による地域課題の解決を支援する執行体制の構築	地域コミュニティの活性化や市民活動の支援の方策、シニア世代の健康の維持・増進や子育て支援のあり方等について調査・検討しつつ、身近な課題を市民や企業等が地域の中で協力して解決するまちづくりの実践に向けて、区役所における新たな地域への支援体制を構築します。	○平成26(2014)年度に、区役所における新たな地域への支援体制の構築について、中長期的な「区役所のあり方」の中で検討するとともに、各分野の検討や取組を進めました。 ○同じく平成26(2014)年度に、協働・連携に関する基本的な考え方について、「川崎市協働・連携のあり方検討委員会」を設置し、協働・連携の対象や定義等を整理・検討しました。また、多様な主体の協働・連携による地域課題解決の仕組みづくりについて、協働・連携に必要な資源・情報を得るための情報プラットフォームの構築に向けた他都市事例の調査を行いました。 ○平成27(2015)年3月に策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえて区役所保健福祉センターを再編し、平成28(2016)年4月から地域みまもり支援センターを設置しました。 ○平成28(2016)年3月に「区役所改革の基本方針」を策定し、「めざすべき区役所像」を定めました。	
50	15	市民文化局/健康福祉局	支所・地区健康福祉ステーションの機能再編	川崎区役所庁舎の移転・整備の検討と合わせて、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」に基づき、支所の機能再編と地区健康福祉ステーションの区役所への集約について、検討を進めます。	○支所・地区健康福祉ステーションの機能再編について、関係局と連携して課題抽出などを行いました。 ○大師・田島支所については、「証明書発行」及び「地域振興・市民活動支援」を基本としつつも、大師・田島地区健康福祉ステーションを含めた今後のあり方について、「区役所改革の基本方針」と、今後段階的に取組を進めていく地域包括ケアシステムの動向を踏まえながら、平成29(2017)年度末までに方向性の整理を行うこととしました。	
51	15	市民文化局	連絡所の機能再編	柿生連絡所について、「柿生連絡所機能再編計画」に基づき、有人窓口による証明書発行体制の見直しを行い、耐震化工事実施後、地域課題の解決に向けた事業実施の場としての施設へ機能再編を行います。(平成27(2015)年度)	○柿生連絡所について、平成27(2015)年3月をもって廃止し、証明書発行機能の効率化を図るとともに、平成27(2015)年度末に耐震対策等を行い、麻生区役所の庁舎(柿生分庁舎)として地域課題の解決に向けた事業実施の場として活用するための整備を行いました。	○区役所を中心とした分かりやすい窓口サービスを提供するとともに、地域課題の解決に向けた事業を促進する環境を整えることができました。 ○経費縮減額 8,737千円

3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立

(1) 組織力の強化

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
52	17	総務企画局/人事委員会事務局	計画的な人材育成	<p>様々な課題に対して、的確かつ迅速に対応できる職員を育成していくため、人材育成に関する方針を策定し、人事異動や昇任、職員研修など、庁内関係部署の連携が図られた人事管理の下で、職員個々の状況や段階に応じた計画的な職員の育成に向けた取組を推進します。あわせて、キャリア形成への支援など、職員一人ひとりの仕事に対するやる気と働きがいの向上につなげる取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に関する方針の策定 ・能力・実績を踏まえた人材の登用及び適材適所の人事配置 ・職員のキャリアステージに対応した効果的な集合研修やキャリア形成の醸成に向けた研修とOJT（職務遂行を通じた人材育成）の推進による若手・中堅職員の育成 ・専門性の高い職域における技術・技能の継承に向けた取組の推進 ・専門性や専任制を重視した複線型人事制度の適正な運用 ・女性職員の職域拡大や積極的な登用の推進に向けた取組の推進 ・業務遂行におけるプロセスなども重視した人事評価制度の見直し ・職員一人ひとりが高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律を確保するための意識啓発や注意喚起等の取組の推進 ・多様で有為な人材の確保 	<p>○今後の概ね10年間を見据えた人材育成の考え方と取組の方向性を示した「川崎市人材育成基本方針」及び平成28（2016）年度、平成29（2017）年度の具体的な取組内容を示した「人材育成アクションプラン」を策定し、研修体系の見直しを行いました。</p> <p>○人事異動に際しては、職員が主体的に作成したキャリアプランを踏まえ、個々の能力・実績・意欲に応じた適材適所の配置を行いました。また、原則30代以上の中堅職員は異動対象基準を3年から3～5年に見直し、能力・適性を重視した配置を行いました。</p> <p>○複線型人事制度として、職務遂行を通じて専任の職務分野の人材育成を推進する専任職を平成27（2015）年4月1日付で6分野36人、平成28（2016）年4月1日付で5分野33人配置しました。また、専門領域の人材育成を担う単独のスタッフ職である専門職を平成27（2015）年4月1日付で4職種6人、平成28（2016）年4月1日付で3職種3人配置しました。</p> <p>○保健、福祉、医療等専門職について、キャリアシート、キャリアラダーなどの人材育成の取組を推進しました。また、当該職域における事務職も含めた人材育成の方向性についても検討を進めました。</p> <p>○女性職員については、多様な職務経験を通じ、さらなる職域の拡大を図るとともに、管理職による適切な指導・助言等の支援をあわせて行うことで、意欲や能力を持って活躍できる環境を整備し、積極的に登用しました。また、女性活躍推進法の施行に伴い、新たに「女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定しました。</p> <p>○業務遂行におけるプロセスなども重視する趣旨から、職務に対する取組姿勢・態度や対人関係の調整に関する能力などで、職員が高い能力を発揮した場合に加点評価ができるよう、平成26（2014）年度に人事評価制度の見直しを行い、適正に制度を運用しました。</p> <p>○服務に関する研修の実施、依命通達の発出、不祥事防止委員会の開催、自主考査の実施などにより、必要な意識啓発や注意喚起等を行い、高い公務員倫理と厳正な服務規律の確立を進めました。</p> <p>○受験者確保等に向けた広報として以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用パンフレットの発行（26年度、27年度） ・技術系職員採用パンフレットの発行（26年度） ・職員採用説明会の開催（26年度2日間、計906人参加、27年度2日間、計851人参加） 	<p>○受験希望者等への採用情報、職場情報の提供を充実させることで、民間企業や国、他地方自治体との競合により、従前より人材獲得が厳しい状況にある中、平成26（2014）年度に比べ、平成27（2015）年度の大学卒程度採用試験受験者数が増加（1554人⇒1743人）するなど、必要な受験者数を確保することができました。</p>

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
					<ul style="list-style-type: none"> ・保健師社会福祉職キャリアセミナーの開催(27年度1日、33人) ・大学等就職説明会への参加(26年度24校、27年度30校) ・企業等合同説明会への参加(26年度3日間、27年度3日間) ・かわさきナビゲーターによる受験希望者等との個別面談の実施(26年度111人、27年度93人) ・Twitterによる採用試験情報の発信 <p>○多角的な人物判断を行うため、平成26(2014)年度に以下の採用試験制度変更を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より人物を重視した採用試験の実施のため、大学卒程度採用試験の行政事務区分において面談試験を新たに実施しました。 ・多様な受験者を確保するため、消防士を除く大学卒程度等採用試験の教養試験について、人文、自然等を出題分野から削除するとともに、問題数を50問から30問に減らしました。 <p>○行政事務、土木等6つの区分において、経験者採用試験を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度の合格者 行政事務8人、社会福祉3人、土木8人、電気3人、建築1人 ・27年度の合格者 行政事務11人、社会福祉12人、土木5人、電気7人、機械10人、建築2人 	
53	17	総務企画局	組織マネジメント向上に向けた取組	<p>組織の目標達成に向けて、組織を効果的に運営していくため、管理監督者のリーダーシップの下で職員の能力を十分に発揮させながら、組織全体で能率よく仕事を進めていけるよう、組織力の強化に向けた取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップの発揮、コーチングスキルの獲得、リスクマネジメントなど管理監督者のマネジメント力の向上に向けた研修の実施 ・人事評価制度における評価者の評価スキルの向上に向けた研修の実施 ・意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化等の視点に基づく組織機構の見直し 	<p>○管理・監督者向けの全ての階層別研修において、マネジメント能力の向上に向けた研修科目を設定し、それぞれの階層に必要な考え方やスキル等を習得するための研修を実施しました。また、係長職員を対象に部下のモチベーションを向上するための実践的な研修を実施しました。</p> <p>○評価者を対象に、人事評価制度の意義、組織目標の設定上の工夫、目標設定時の部下との面談方法などについて、実務的な内容も交えて、評価スキルの向上につながる実践的な研修を実施しました。また、平成27(2015)年度には、制度運用の留意点等を確認することを目的として、管理職員を対象としたeラーニング研修を実施しました。</p> <p>○組織整備においては、「意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化等の視点」を踏まえた取組を推進しました。</p>	

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
54	18	総務企画局	職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	<p>職員が職務遂行に当たり能力を十分に発揮するため、また、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、職場環境を整備するとともに、生き生きと風通しのよい市役所づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの市政に対する主体的な意識や事務改善・企画立案に積極的に取り組む意識の醸成に向けた取組の充実 ・身体障害者の新たな配置可能職場の検討と知的障害者チャレンジ雇用の拡充、障害者が働きやすい環境の整備 ・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止に向けた取組の推進 ・「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」・「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 ・これまでの取組結果の検証を踏まえた「次期次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の策定 	<p>○市長、副市長等とのオフサイトミーティング、チャレンジ☆かわさきカイゼン発表会、職員提案制度などの職員の意識向上に資する取組を実施しました。</p> <p>○障害者の雇用を担当する任命権者の意見調整を行う「障害者採用促進調整会議」において、職域の拡大等について検討するとともに、チャレンジ雇用拡充に向けた各区への視察を実施しました。また、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣するなど、職務環境の整備を行いました。</p> <p>○セクハラ・パワハラに関する一般相談や弁護士による専門相談を継続的に実施するとともに、平成27(2015)年度から「川崎市職員服務ハンドブック」において、セクハラ・パワハラ防止に関する情報の充実を図り、一層の意識啓発や注意喚起を行いました。</p> <p>○「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、1次予防対策（心の健康増進・予防対策）から2次予防対策（早期発見・早期対応・療養支援）、3次予防対策（復職支援・再発予防）の取組を強化しました。1次予防対策として、改訂版のセルフケアのための冊子を配布しました。</p> <p>○階層別研修、安全衛生委員会などで一部改訂した「こころと身体のセルフケア」を配布し、年齢に応じたセルフケアなどの取組を強化しました。また、「川崎市職員版災害時のこころのケアの手引」の作成と普及により、災害時ストレスケアの取組を推進しました。</p> <p>○全職員を対象にワーク・ライフ・バランスをテーマとした研修を実施しました。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスデーの実施や育児休業等の取得推進をはじめ、各取組について特定事業主（各任命権者）及び各局庶務担当課とともに計画に基づく取組を実施しました。</p>	

(2) 給与制度及び福利厚生制度の見直し

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
55	19	総務企画局	給与制度の見直し	給与制度について、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度を始めとする給与構造の見直しの検討を引き続き行います。給与水準については、市内民間事業所や国、他都市の状況等を踏まえて、適切な水準の確保に引き続き取り組みます。特殊勤務手当などの諸手当についても、業務実態や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、各手当の趣旨を勘案した見直しに引き続き取り組みます。	○給与制度及び給与水準について、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、平成26(2014)年度においては、国の給与改定の動向や本市の人事委員会勧告の内容、他都市の状況等を踏まえ、特定任期付職員給料表等の改定、住居手当の改定、勤勉手当の支給割合の改定等を行いました。平成27(2015)年度においては、給与制度の総合的見直しを行い、地域手当の引上げを踏まえ、給料月額について最大3.6%程度引き下げ、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号給については、加えて最大2%程度の給料月額の引下げを行いました。 ○国や他都市の動向等を踏まえ、通勤手当の改定を行いました。	○退職手当の最高支給率の改定(52.44月分→49.59月分)による人件費の経費縮減額(平成26年度) 422,941千円 ○住居手当の改定による人件費の経費縮減額(平成26年度) 120,303千円 ・自宅に係る住居手当の廃止(経過措置)平成26年度 5,000円 平成27年度 2,500円 ・借家、借間に係る住居手当の引上げ 10,600円 → 16,500円 ○自宅に係る住居手当の経過措置の終了による人件費の経費縮減額(平成27年度) 229,091千円 ○給与制度の総合的見直しによる給与制度及び給与水準の適正化 長期的な給与水準の抑制
56	19	総務企画局	福利厚生事業の見直し	市が実施する厚生事業、安全衛生・健康診断事業、健康管理事業及び職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、事業の見直しに引き続き取り組みます。	○職員厚生会補助金について、補助対象事業費(給付金事業及び管理運営費に係る公費負担)を一部見直し、補助金額を削減しました。 ○教職員互助会補助金について、補助対象事業費(厚生施設利用補助事業及び管理運営費に係る公費負担)を一部見直し、補助金額を削減しました。	○職員厚生会補助金及び教職員互助会補助金の経費縮減額 41,839千円 ・平成26年度 21,733千円 ・平成27年度 20,106千円

(3) ICTの活用による行政運営の効率化

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
57	20	総務企画局	新たな情報通信技術を活用した取組の推進	情報通信技術の進展を踏まえ、市民サービスの向上や行政事務の効率化、市民参加や協働の促進、地域の活性化や課題解決、新サービスの提供などに向け、ICTの活用を更に進めます。	<p>○公衆無線LAN環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26(2014)年度に、有識者や企業代表者で構成する川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会において、公衆無線LANの効率的、効果的な整備の手法等を検討し、川崎市がめざすべき公衆無線LAN環境整備の考え方とその利活用方策についての方向性を示した「かわさきWi-Fiの整備方針について」をとりまとめました。 ・広域避難場所となる4公園に太陽光を活用した公衆無線LAN環境を整備しました。そのうち3公園については通信事業者との包括協定に基づき事業者が設置を行い、1公園については国庫補助事業を活用して本市が整備を行いました。 ・帰宅困難者用一時滞在施設11か所及び市役所第3庁舎に公衆無線LANアクセスポイントを設置しました。 ・平成27(2015)年度に「かわさきWi-Fi」のアクセスポイントを合計443か所へ整備拡張しました。さらに、利用登録や接続認証の統一化が図られた接続アプリを活用することで、市内のフリーWi-Fiと合わせた約1,400か所で利用することが可能になりました。 <p>○かわさきアプリ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン用アプリケーションを活用することで市民の安全・安心な暮らしや利便性の向上につながる「かわさきアプリ」を平成27(2015)年度に開発しました。 <p>○オープンデータの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26(2014)年度に、庁内のオープンデータ推進体制を整備し、本市のオープンデータを推進するための基本的な考え方をまとめた「川崎市オープンデータの推進に関するガイドライン」を策定しました。 ・利用ニーズの高い防災・減災情報、統計情報、地理空間情報等をオープンデータとして本市ホームページに公開しました。 ・市民・団体・大学・企業と連携し、オープンデータを活用した地域の課題解決や魅力発信に向けた取組を実施するとともに、スマートフォンアプリの構築や情報発信手法の実証実験を行いました。 	<p>○広域避難場所においては、太陽光を活用した公衆無線LAN環境が整備されたことにより、災害時の情報通信手段として利用できるようになりました。</p> <p>○市民をはじめ来訪者の方々が、契約している通信事業者の別に関わらず利用できるWi-Fiアクセスポイントが増加し、主要駅、指定避難所等約1,400か所で利用することが可能となり、安全・安心な暮らしの実現並びに更なる利便性の向上を図りました。</p> <p>○公衆無線LAN環境を効率的、効果的に整備することができました。</p> <p>○平成28(2016)年4月からポータル、子育て、防災、ごみ分別の4つのサービスを開始し、効果的・効率的な情報発信の実現、利便性の向上につながりました。</p> <p>○民間事業者のオープンデータの利用促進やオープンデータを活用した新たなサービスの提供につながりました。</p>

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
58	20	総務企画局	社会保障・税番号制度導入に向けた取組	公正な給付と負担の確保、市民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目的として、個人番号カードの交付・普及、関連システムの改修、番号制度の活用などを進めます。	<p>○社会保障・税番号制度導入に向けて、区役所事務サービスシステム、市税システム、新福祉総合情報システム等の改修を実施し、平成28（2016）年1月から個人番号の利用及び個人番号カードの交付を開始しました。</p> <p>○「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」を制定し、個人番号の利用開始に合わせて平成28（2016）年1月に施行しました。</p> <p>○特定個人情報保護評価（PIA）について、評価の実施体制及び実施手順を整理した上で、個人番号の利用開始に際して実施が義務付けられる事務に係る評価を実施しました。</p>	○平成28（2016）年1月から個人番号カードを使って住民票の写しなどの各種証明書がコンビニエンスストアの端末で取得できるようになり、利便性が向上しました。

(4) 債権確保策の強化

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
59	21	財政局	市税	債権差押えや動産差押え及びインターネットを利用した公売を含む従来からの収入確保策に加え、早期の税込確保のため、初期末納対策として民間委託による納税お知らせセンターを活用するなどの取組により、徴収の強化を図るとともに、収入率(平成24(2012)年度:96.8%)を97.1%にすることを目指します。	○「市税滞納整理方針」などに基づき、各年度の目標とする収入率を設定(平成26年度は97.0%、平成27年度は平成26年度の結果を踏まえて97.9%に上方修正)した上で、「市税収入確保対策本部会議」において、当該目標収入率を確保するための具体的な取組内容を定め、実施しました。 ○初期末納対策として滞納整理の早期化・集中化を図るため、組織体制を強化しました。	○平成26(2014)年度の収入率は97.7%となり、平成27(2015)年度の収入率は前年度比0.4ポイント増の98.1%となる見込みです。 ○債権差押や公売などの推進により、1,109,787千円(見込み)の歳入を確保しました。 ・平成26年度 558,164千円 ・平成27年度 551,623千円(見込み)
60	21	健康福祉局	国民健康保険料	負担の公平性と収入率の向上を図るため、組織の機能強化を行うとともに、民間委託によるコールセンターの機能拡充や訪問収納を全市域に導入し、効果的な収納対策を実施します。また、初期末納対策及び滞納処分強化を図り、現年度分の収入率(平成24(2012)年度:90.0%)の向上と、滞納債権の縮減を目指します。	○平成26(2014)年度に「川崎市こくほ・こうきコールセンター」の開設、及びページ口座振替受付サービスの導入をしました。 ○平成26(2014)年度、平成27(2015)年度ともに、年6回、全管区の滞納者に対し一斉に文書催告を行い、収入率向上の取組を行いました。また、滞納処分を強化し、平成26(2014)年度は3,822件(前年度比+730件)、平成27(2015)年度は4,675件(前年度比+853件)の差押を実施しました。	○国保及び後期高齢者の医療制度について、区窓口に来所せず、分かり易く案内できる環境を整えました。また、銀行の窓口に行かず区窓口で口座振替の受付が可能となる端末を導入する等により利便性の向上とサービスの充実を図りました。 ○収入率は当初目標値を大幅に上回り、滞納債権の縮減を達成する見込みです。 ・平成26年度 現年度分 93.0% 滞納繰越分 23.8% ・平成27年度(見込み) 現年度分 93.9% 滞納繰越分 27.8%
61	21	健康福祉局	介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、滞納処分の強化を図ります。また、保険料の収入率(平成24(2012)年度:95.2%)の向上に向けて、収納対策の取組を強化します。	○平成26(2014)年度に「川崎市こくほ・こうきコールセンター」による初期末納者への納付勧奨を実施し、平成27(2015)年度には納付勧奨対象者を初期末納者から督促後未納者に拡大するなど取組を推進しました。 ○文書、電話、訪問催告、長期滞納者への差押などを継続的に実施しました。 ・平成26年度 催告書(年4回)、特別催告書(年1回)の送付、電話、訪問催告の通年実施 ・平成27年度 催告書(年4回)、特別催告書(年1回)の送付、電話、訪問催告の通年実施 ○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、同一課において滞納保険料管理を行うことで効率的に収納対策の強化を図るため、平成28(2016)年4月に区役所保険年金課に収納担当を設置しました。	○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納窓口を一元化したことにより、効率的な収納対策の強化が図られ、収入率が向上しました。 ・平成26年度 現年度分及び滞納繰越分 95.5% ・平成27年度 現年度分及び滞納繰越分 95.7%(見込み)

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
62	22	こども未来局	保育料	保育サービス利用に係る負担の公平性の観点から、収納対策の取組を強化し、収入率（平成24（2012）年度：97.1%、うち現年度分：99.0%）の向上を目指します。	○徴収強化に向けた文書催告、電話指導及び園長による納付指導の各種取組を実施しました。 ○未納防止に向け、利便性を高めるため、平成27（2015）年4月からコンビニエンスストアにおける支払いを出来るようにしました。	○コンビニエンスストアが利用できることにより川崎市内に支店のない銀行利用者の利便性が向上しました。 ○収入率が向上し、高い水準を維持する見込みです。 ・平成26年度 97.4% ・平成27年度 97.8%（見込み）
63	22	まちづくり局	市営住宅使用料	長期滞納者への法的措置を含めた対応を行うとともに、初期未納者に対する対応の強化を図ることで現年度分の収入率（平成24（2012）年度：98.7%）を99.2%とし、滞納債権の縮減を目指します。 また、民間活用等の手法により退去滞納者対策の更なる推進を図ります。	○滞納者に対する催告・納付指導等を行うとともに、悪質な累積滞納者に対しては明渡請求・即決和解等の法的措置を実施するなどの取組を実施しました。 ○民間活用の取組として、退去滞納者の徴収を弁護士に継続して委託した結果、平成26（2014）年度回収額約240万円、平成27（2015）年度の回収額約350万円となりました。	○現年度分使用料の収入率 ・平成26年度 99.2% ・平成27年度 98.4%（見込み） ○滞納債権の縮減効果 126,681千円（見込み） ・平成26年度 90,163千円 ・平成27年度 36,518千円（見込み）

(5) 戦略的な資産マネジメント

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
64	24	財政局	施設の長寿命化	施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保するとともに、施設を構成する部位等の劣化を予測し、機能停止などを未然に防ぐ予防保全を行うことによる施設の長寿命化を推進します。	<p>○庁舎等建築物については資産マネジメントシステムにより、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等を一元管理するとともに、その詳細調査を実施し、全庁横断的な視点による優先度判定を踏まえた計画的な保全を行いました。</p> <p>○市営住宅、学校施設、道路・橋りょう等のインフラ施設については、各計画に基づいて、施設の種類・特性に応じ、適切な調査・点検・修繕を行いました。</p>	<p>○施設の最適な維持管理や活用等を行うことで、必要な行政サービスの提供や施設利用者の安心安全の確保に寄与しました。</p> <p>○本市資産の効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、将来の負担の縮減等となり、持続可能な財政運営に寄与しました。</p>
65	24	財政局	資産保有の最適化	稼働状況等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設個別の観点や、行政ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点からの資産保有の最適化を推進します。	<p>○公設保育所の民設民営手法等の導入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替えを契機とした民設民営手法の導入を推進するとともに、建物の民間譲渡手法による民営化を導入することで資産保有の最適化を図りました。 <p>○学校施設の効果的な整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数に対応した教育整備の推進のため、新設小学校の基本設計や、改築、増築工事を行いました。 <p>○市営住宅の更新時における福祉施設の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建替にあたり、余裕敷地を活用して、福祉施設の整備を行いました。 <p>○持続可能な循環型の廃棄物体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量とリサイクルを推進することで、現在の4処理センター体制から3処理センター体制に移行しました。 <p>○水道・工業用水道施設の再構築の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生田浄水場上水機能の廃止等、施設の再構築を推進するとともに、給水能力の見直しを行い、事業規模の適正化を図りました。 <p>○幸区役所新庁舎整備における効率的・効果的な執務室の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎供用開始に向けて、庁舎内スペースの有効活用や組織改編等における柔軟性の確保を図りました。 	<p>○施設の最適な維持管理や活用等を行うことで、必要な行政サービスの提供、施設利用者の安心安全の確保に寄与しました。</p> <p>○本市資産の効率的かつ効果的な維持管理を行うことにより、将来の負担の縮減等となり、持続可能な財政運営に寄与しました。</p>

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
66	24	財政局	財産の有効活用	財産活用の手法・対象の更なる拡大を図ることにより、財政効果のみならず、様々な本市施策の推進や課題解決に寄与することを踏まえた多様な効果創出に向けた財産の有効活用を推進します。	<p>○平成26（2014）年度に市有財産の活用方法の先進的事例等をまとめた「有効活用カタログ」を策定するとともに、歳入確保に向けた財務的なインセンティブ制度を整備し、財産の有効活用体制を強化しました。</p> <p>○平成27（2015）年度に川崎富士見球技場において本市初のネーミングライツを導入しました。</p> <p>○道路予定地の有効活用に向け、平成27（2015）年度に川崎市道路占用料徴収条例の改正を行い、占用入札制度の導入を推進しました。</p> <p>○平成27（2015）年度に多摩区役所において広告付き庁舎等案内板を導入しました。</p>	<p>○ネーミングライツ料を財源とした施設整備により利用者の利便性が向上しました。</p> <p>○広告主による広告・宣伝機会が創出されました。</p> <p>○貸付・広告事業による歳入が 1,202,943千円（全会計）確保される見込みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 592,660千円 ・平成27年度 610,283千円（見込み） <p>○広告付き庁舎等案内板の導入により案内板設置費用が削減されました。</p>

(6) 入札・契約制度改革

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
67	25	財政局	多様な入札制度の実施	価格だけでなく、技術力や社会貢献度等を総合的に評価する総合評価方式など、多様な入札・契約制度を検討し、実施します。	<p>○社会貢献に寄与している事業者を評価するため、平成27（2015）年度契約案件から、総合評価方式の評価項目において、若手技術者の配置や建設機械保有等に対する加点項目を追加しました。</p> <p>○平成28（2016）年4月から、本市との防災協定に基づいた災害対応の実働実績やその他の災害・突発事故による緊急対応工事の実績（アシストかわさき）を総合評価方式の評価項目に追加しました。</p>	○事業者の社会貢献等へのインセンティブ付与や、本市公共工事の品質の確保に寄与しました。
68	25	財政局	公契約制度の的確な運用	市との工事請負契約や業務委託契約に従事する労働者の賃金最低額を契約条項とすることにより、品質を確保することを目的とした、川崎市契約条例に定める「公契約制度」を的確に運用します。	<p>○平成27（2015）年度に業務委託の賃金最低額の設定基準を生活保護基準から最低賃金へ変更したほか、業務委託の対象業種に給食調理業務を追加しました。また、作業報酬審議会の意見を踏まえ、適切な賃金最低額を設定しました。</p> <p>○今後も引き続き、社会状況等を踏まえ、適切な最低賃金額の設定に努めていきます。</p>	○労働者の労働環境整備及び本市の公共事業の品質確保に寄与しました。

(7) 資金の調達と運用の安定化・効率化

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
69	26	財政局	資金調達の戦略的な取組の推進	銀行等引受債、変動金利債、外債など多様な資金調達手法の効果的な活用を推進し、資金調達の安定性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組みます。	<p>○資金調達の安定性向上のため、公募債に加え銀行等引受債についてシンジケートローンによる借入を実施しました。また、市場の投資需要を勘案した起債時期の選定、超長期債の増額発行を行うなど、弾力的な取組を展開しました。</p> <p>○外債、変動金利債について、金融機関や有識者の意見を参考にしながら市場環境の分析等を行い、多様な手法による資金調達の検討を行いました。</p>	
70	26	財政局	資金運用の戦略的な取組の推進	基金の運用においては、資産と負債を総合的に管理し、資金運用の確実性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組みます。	<p>○市が設置する29の基金について合同で運用を行い、運用の効率化を図るとともに、金融市場動向に留意しながら運用時期及び運用方法の選択を行い、財源の確保に取り組みました。</p> <p>○中長期的な運用計画を毎年見直すとともに、資金不足への対応を検討し、金融実務に即した金融機関からの一時借入の仕組みを構築しました。</p>	<p>○2か年の資金運用の取組により約34億円の財源確保が見込まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 約16億円 ・平成27年度 約18億円（見込み）

(8) 特別会計の健全化

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
71	27	経済労働局	競輪事業特別会計	平成28(2016)年度末に完了を予定している施設のコンパクト化を踏まえ、事業の収益性の向上と開催業務の効率化を進めるとともに、川崎富士見球技場等の各施設や富士見公園全体と連携した魅力向上により集客の増大を図り、一般会計への安定した繰出しを行います。また、包括的な外部委託等の民間部門の活用に向けた検討を進めます。	<p>○競輪場再整備を推進し、西スタンドと選手管理棟を平成26(2014)年から供用を開始し、平成27(2015)年度は旧選手管理棟の除却工事及び外構工事の実施設計を行いました。</p> <p>○全国競輪施行者協議会や公益財団法人JKA等と特別競輪の誘致に向けて調整を行い、平成28(2016)年度の特別競輪(GII)の開催が決定しました。</p> <p>○川崎富士見球技場との相互通行を試行的に実施しました。</p> <p>○平成29(2017)年度からの包括的な業務委託の導入に向けて、既存委託業務の一部集約や見直しを行うなど、調整・検討を進めました。</p>	<p>○西スタンドに空調設備を完備し、利用者の快適な観戦空間が確保できました。</p> <p>○キッズルームや授乳室等も設置し、富士見公園の利用者の利便性も向上しました。</p> <p>○一般会計への繰出金の額(当該年度の取組を翌年度予算に反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算 130,000千円(前年度対比20,000千円増) ・平成28年度予算 170,000千円(前年度対比40,000千円増)
72	27	経済労働局	卸売市場事業特別会計	<p>事業全体の必要性や妥当性、卸売市場のあり方を再度検証し、今後の市場運営の指針となる「(仮称)川崎市卸売市場経営プラン基本方針」を策定した上で、企業会計的手法等の導入により、運営に関する見直しを進め、財政の健全化を図ります。</p> <p>南部市場は、平成26(2014)年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営及び市場活性化対策等の業務を民間が担うことにより、市場運営の効率化を推進します。北部市場は、青果卸売業者の合併に伴う取扱高増大の契機をいかし、事業用定期借地権方式の活用など民間活力の導入に機動的に対応し、市場使用料や財産貸付収入などの確保を図ります。</p>	<p>○市場機能の強化と市場運営の効率化に向けて、市場内外の関係者と調整等を行い、平成28(2016)年2月に「川崎市卸売市場経営プラン」を策定しました。</p> <p>○南部市場の管理運営について、平成26(2014)年4月から指定管理者制度を導入し、適切に施設の管理・運営を行うとともに民間ノウハウを活用した市場内イベントの開催や広報・PR活動等を実施しました。</p> <p>○北部市場については、事業用定期借地権方式を活用して、平成26(2014)年度に配送棟及びパッケージ棟を整備し、平成27(2015)年度には新たに荷捌き場棟の整備に着手しました。</p>	<p>○指定管理者制度を導入した南部市場においては民間のノウハウを活用した市場内イベントの実施や広報・PR活動等により、市場活性化につながりました。</p> <p>○北部市場については、事業用定期借地権方式を活用し、配送棟及びパッケージ棟を整備したほか、荷捌き場棟の整備に着手し、財産貸付収入等の確保を図りました。</p> <p>○経費縮減等効果額 185,208千円</p>

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
73	27	健康福祉局	国民健康保険事業特別会計	医療保険制度改革や国民健康保険財政運営の地域化等を見据え、国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、賦課割合や賦課方式、軽減・減免制度のあり方など適切な見直しを進めます。また、初期未納対策や高額・長期滞納者への滞納処分を強化するなど、更なる債権確保の取組を推進し、保険料収入率向上を図ります。	<p>○平成26（2014）年度に「川崎市こくほ・こうきコールセンター」の開設、及びペイジー口座振替受付サービスの導入をしました。</p> <p>○賦課割合や賦課方式、軽減・減免制度の見直しについては、平成26（2014）年度から検討を進め、平成27（2015）年度から実施しました。また、保険料の負担緩和のために本市独自の軽減措置を設けました。</p> <p>○適正な保険料の賦課のため、所得未申告者に対して、コールセンターからの架電及びハガキによる申告勧奨を行いました。</p> <p>○平成26（2014）年度、平成27（2015）年度ともに、年6回、全管区の滞納者に対し一斉に文書催告を行い、収入率向上の取組を行いました。また、滞納処分を強化し、平成26（2014）年度は3,822件、平成27（2015）年度は4,675件の差押を実施しました。</p>	<p>○賦課方式及び賦課割合の変更により、単身世帯及び中間所得者への保険料負担の偏在化の緩和を進めました。また、子育て世帯及び障害者控除を有する世帯に対しては、新たな独自軽減を実施し、変更に伴う保険料負担の変動を緩和しました。</p> <p>○適正な賦課及び交付金制度が拡充され、前年比約10億円の交付金が増となり、保険料負担の抑制が図られ、また、債権確保の取組の強化によって、収入率を向上させることで、国民健康保険事業特別会計の健全化に繋がりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 93.0% 滞納繰越分 23.8% ・平成27年度（見込み） <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 93.9% 滞納繰越分 27.8%

4 公営企業の経営健全化

(1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
74	29	上下水道局	「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設・組織の再編	中期計画に基づき、水道施設及び工業用水道施設の再編を進めるとともに、再編に合わせて執行体制の見直しを進めます。 ・生田浄水場（水道事業）の廃止（平成28（2016）年4月）	○平成28（2016）年3月に生田浄水場の上水機能を廃止して、長沢浄水場に機能を集約し、浄水場の統廃合による水道事業のダウンサイジングを図りました。 ○再構築計画の完了を見据え、工業用水道専用の浄水場となる生田浄水場の運転管理業務、水道工事の設計・監督業務、水道水質管理業務の執行体制を再編し、効率化を図りました。	○水道事業について、ダウンサイジングにより事業規模を適正化することで、施設の維持管理経費及び更新費用の縮減や、執行体制の見直しを図ることができました。
75	29	上下水道局	給・配水工事部門の現場作業の委託化・請負化	給・配水工事部門の現場作業の一部について、老朽管対策への対応や、緊急時の即応体制の確保と技術・技能の継承を図りながら、委託化・請負化等に向けた取組を段階的に進めます。	○現場作業について、職員が行うべきコア業務とそれ以外の準コア業務の仕分けを実施し、その結果をもとに、業務の請負化を拡大するとともに、新たな執行体制のあり方について検討を開始しました。 ○漏水件数などの減少を踏まえ、漏水防止部門の執行体制の効率化を図りました。	
76	29	上下水道局	下水処理施設の運転・点検業務の委託化	下水処理施設の運転・点検業務について、緊急時の即応体制の確保と職員の技術の継承を図りながら、これまでの委託化の検証結果を踏まえ、他の施設についても民間活用の可能性を精査し、委託化の適切な拡充に向けた検討を進めます。	○既に委託化した加瀬処理区ポンプ場の事例検証を行いました。 ○下水処理方法の特性、技術継承、災害時の即応体制の確保などを踏まえ、委託化が可能な唯一の施設として、加瀬水処理センターの運転点検業務を選定し、加瀬処理区ポンプ場の運転点検業務との一体的な委託契約を締結することにより、執行体制の効率化を図りました。 ○また、今後の施設管理において重要な役割を担うアセットマネジメントの取組と併せて行うことで、安定した下水道サービス提供に向けた一層の事業効果が期待できることを確認し、アセットマネジメントの本格導入に向けた執行体制の増強を図りました。	
77	29	上下水道局	上下水道局における効率的な組織整備の推進	上下水道局の組織体制について、平成22（2010）年度に行った局再編の効果がより発揮されるとともに、持続的な経営基盤の確立を目指した効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を引き続き進めます。	○債権管理に関する業務の拡充や水道料金業務等オンラインシステムの再構築に向けた対応などの業務量の増加、営業センターの業務量の減少などを踏まえ、一部執行体制の効率化を図りました。	

(2) 自動車運送事業

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
78	30	交通局	人材の確保と育成	高齢化の進む運転手や整備職について、今後も多くの退職者が見込まれており、市バス事業を安定的に運営するため、正規職員の計画的な採用を行うとともに、公募非常勤嘱託職員等の効果的な活用を図ります。 また、運輸安全マネジメントに基づく取組の充実・強化、お客様の声を反映させた事業運営、職員の意識改革の取組や、より効果的な研修を実施していきます。	○退職志向等を踏まえ運転手及び整備職の採用選考を実施し、平成26(2014)年度に運転手10人、整備職4人、平成27(2015)年度に運転手8人、整備職1人を採用しました。 ○営業所採用選考の導入などにより、公募嘱託運転手を平成26(2014)年度に9人、平成27(2015)年度に17人採用しました。 ○安全・事故防止、サービス・接遇、事務能力向上等を目的とした職種・階層別研修を延べ36種類実施しました。	○人材の確保と育成によって、安定的な事業基盤の構築に寄与することができました。
79	30	交通局	労働の生産性向上	業務執行体制について、1か月単位の変形労働時間制を導入し、乗務計画を整備することにより、労働の生産性を向上させ、総人件費の抑制を図ります。	○乗務計画の見直しや営業所間の運用の統一化を進めるとともに、運行における所定労働時間の見直しを実施し、平成27(2015)年からの運行に反映させました。	
80	30	交通局	市バス営業所業務の管理委託の活用	営業所業務の管理の委託については、今後の輸送需要に対応できるよう管理委託規模の拡大等の検討を進めます。	○5営業所のうち上平間営業所及び菅生営業所の2営業所で委託による管理運営を行っています。 ○新規輸送に対応できるように、営業所管轄路線の見直しや管理委託拡大手法について検討を行った結果、平成29(2017)年度からの委託営業所の変更を決定しました。 ・井田営業所：直営→委託 ・菅生営業所：委託→直営 ○平成29(2017)年度から実施する井田営業所及び上平間営業所の管理委託事業者を決定しました。	○新規輸送需要への対応に向けた取組を行うことができました。
81	31	交通局	事業基盤の維持・充実	施設の老朽化が進む営業所について、市バスネットワークを維持するための事業基盤であることから、長寿命化の推進や建て替えに向けた取組を進めます。	○上平間営業所の建替えについて、平成29(2017)年1月の工事着手(平成30(2018)年度竣工)を目指し、平成26(2014)年度に基本計画を策定し、平成27(2015)年度に土壌汚染調査及び地質調査を行い、調査結果を踏まえた上で、基本設計を策定しました。	○市バスネットワークを維持するための事業基盤整備に向けた取組を行うことができました。

(3) 病院事業

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
82	32	病院局	安定した経営基盤に基づく適切な医療提供体制の構築と人材の確保・育成	経営の健全化による安定した経営基盤に基づいて、国の医療政策や医療の高度化・専門化に対応した医療提供体制を構築するとともに、市民の医療ニーズに的確に対応するため、医師、看護師、その他医療技術職、事務職等の人材の確保及び育成の取組を進めます。	○高齢化社会に対する地域包括ケアシステム体制構築に向けて、地域の基幹・中核病院として地域医療連携を推進し、川崎病院においては平成27（2015）年度に地域支援病院の承認を受けました。 ○診療報酬請求事務を担当する専門職である医療事務職の採用制度を構築し、平成27（2015）年度に4人を採用しました。	病院経営の安定化が図られました。
83	32	病院局	救急医療体制の充実	川崎病院、井田病院について、救急搬送患者の受入を拡充するため、救急医療体制の充実に向けた取組を進めます。	（川崎病院） ○救命救急センター医師の積極的な確保に努め、安定的かつ継続的な救急医療体制の強化を図り、救命救急医療（三次救急）を担う救命救急センターとして「断らない救急」を目指し、救急搬送患者をより効率的に受け入れるよう体制を整備しました。 （井田病院） ○平成27（2015）年4月に救急センターを開設し、救急医療の充実を図りました。	○救命（救急）センターでの受入れ人数 （川崎病院） ・平成26年度 29,418人 ・平成27年度 28,546人 （井田病院） ・平成26年度 5,612人 ・平成27年度 5,749人
84	32	病院局	「7対1」看護配置基準の導入	より良質な看護サービスを提供する「7対1」看護配置基準について、既に導入した川崎病院における取組を継続するとともに、井田病院では平成27（2015）年度の再編整備後の導入に向けた取組を進めます。	（川崎病院） ○平成26（2014）年度の診療報酬改定により、「7対1」看護配置基準の算定基準が厳しくなりましたが、研修受講や多職種との連携などを図ることにより、「7対1」看護配置基準の取得を継続し、2交代制の導入拡大等により、質の高い看護サービスを提供しました。 （井田病院） ○平成27（2015）年度の全面開院に合わせて、「7対1」看護配置基準に必要な看護師を計画的に増員しました。	○「7対1」看護配置基準の継続により、質の高い看護サービスを提供しました。
85	32	病院局	井田病院改築に伴う診療体制の再構築	井田病院の診療体制について、病院の改築に合わせて、再構築に向けた取組を進めます。	○井田病院の平成27（2015）年4月の全面開院に合わせて、救急センター、化学療法センター、内視鏡センターなどの診療体制や医療機能を再構築しました。	○救急医療、がん医療、成人疾患医療等の医療機能の強化を図りました。

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
86	32	病院局	多摩病院の効率的な運営	多摩病院の病院運営について、医療サービスの提供や経営の状況を他の類似病院と比較するなど、客観的なデータに基づいた検証を行うとともに、指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を推進します。	<p>○指定管理者から提出された決算書など、客観的データに基づいた経営状況の検証を行いました。また、第3次病院事業経営健全化計画に基づく事業評価について、市立3病院の比較検証を行いました。</p> <p>○毎月、指定管理者から提出される患者数などの実績報告書によるモニタリング、年次報告書等による事業評価等を行いました。</p> <p>○外部有識者等第三者からの意見を運営に反映し、指定管理者制度による適切かつ円滑な病院運営を推進しました。</p>	

5 出資法人の経営改善の推進

(1) 出資法人の自立的な経営の促進

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
87	35	総務企画局	PDC Aマネジメントサイクルを活用した法人の事業の検証・点検	<p>各法人は、社会経済環境の変化を踏まえ、事業の有効性や効率性等を確認するための具体的目標値を明示した「経営改善計画」を策定し、引き続きPDC Aマネジメントサイクルによる検証及び改善を行っていきます。</p> <p>本市は、法人事業の成果を有効性と効率性等の視点で点検し、事業の必要性や法人の役割を検証するとともに、公共サービスの質の向上を図ります。</p>	<p>○PDC Aマネジメントサイクルにより、事業効果及び採算性等について、法人による自己点検を行いました。また、市として各法人による自己点検の結果を確認、評価するとともに、ヒアリング等を通じて各法人と課題認識の共有を図り公共サービスの質の向上を進めました。</p>	
88	35	総務企画局	財政的・人的関与の適正化	<p>法人事業の見直し等の取組状況を踏まえ、補助金の削減や本市職員の役員等への就任のあり方について検討するなど、引き続き、財政的・人的関与の適正化を進めます。</p>	<p>○法人及び法人事業の見直し等の取組状況を踏まえ、補助金の執行を適切に行い、財政的関与の適正化に向けた取組を推進しました。</p> <p>○人的関与については、派遣職員や、市職員の役員等への就任の適正化に取り組みました。</p>	

(2) 情報公開の充実に向けた取組

No	頁	担当局区	具体的な取組	内容	平成26・27年度(2か年)の取組結果	取組による効果
89	35	総務企画局	「経営改善計画」の公表	事業の有効性や効率性等を確認するための具体的目標値を明示した各法人の「経営改善計画」を市のホームページに公表します。	○各法人の経営改善計画を市のホームページに掲載することにより、法人情報の透明性の確保に取り組みました。	
90	35	総務企画局	法人事業の点検結果の公表	「経営改善計画」に基づく法人事業の成果や有効性と効率性等の視点からの点検結果を、毎年度、市のホームページに公表します。	○各法人の経営改善計画に基づく点検結果を市のホームページに掲載することにより、法人情報の透明性の確保に取り組みました。	
91	35	総務企画局	法人情報の透明性の確保	法人の役職員や事業の実績、財務状況、市の財政支出の状況等を市民にわかりやすく情報提供するために、引き続き「出資法人の現況」を公表するなど、法人情報の透明性を確保します。	○法人の事業実績や財務状況等の概要を取りまとめた「出資法人の現況」や出資法人との委託契約状況等について市のホームページに掲載することにより、法人情報の透明性の確保に取り組みました。 ○情報公開の充実を図ることにより広く市民に説明責任を果たすとともに、情報の閲覧に係る利便性が向上しました。	○情報公開の充実を図ることにより、広く市民に説明責任を果たすとともに、情報の閲覧に係る利便性が向上しました。

(3) 各出資法人の取組

I. 解散に向けた調整を進める法人

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
1	36	建設緑政局	(株)川崎球場	川崎富士見球技場(川崎球場)については、現在、新スタンドの設置等の工事を実施しており、工事終了後の平成27(2015)年度から、民間活力の導入による利用者サービスの向上や効率的な維持管理等を目的に、指定管理者制度導入に向けた取組を進めています。 指定管理者制度導入後においては、法人の事業基盤に大きな影響が生じること等を踏まえ、解散に向けた調整を進めます。	○川崎富士見球技場の管理運営について、平成27(2015)年4月1日からの指定管理者制度導入に伴い、平成27(2015)年3月19日に開催された株主総会において解散が決議され、平成27(2015)年3月31日付けで解散となりました。 ○平成27(2015)年7月17日に開催された株主総会において、残余財産の分配について決議され、平成27(2015)年8月に出資金返還金が川崎市へ納付されました。

II. 施策展開に合わせて事業手法等の検討を進める法人

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
2	37	経済労働局	(公財)川崎市産業振興財団	<p>「(仮称)ものづくりナノ医療イノベーションセンター」の機能を活用した効率的かつ安定的な事業運営の実現に向けて、これまでの法人の役割や個々の事業の有効性及び効率性を検証し、事業手法の見直しを含めて検討を進めます。</p> <p>また、本市以外からの収入の増加や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善の取組を進めます。</p>	<p>○キングスカイフロントにおけるライフサイエンス分野の取組を推進するため、ナノ医療イノベーションセンターを整備し、平成27(2015)年4月1日から運用を開始しました。</p> <p>○中小企業支援業務、新事業創出等の取組を推進・強化するとともに、経費削減に向けて、内部事務の効率化等について検討を行いました。また、川崎市産業振興会館及び新産業創造センター(KBIC)の指定管理事業の効率的な管理・運営を行いました。</p> <p>○平成26(2014)年度から、独立行政法人科学技術振興機構の「革新的イノベーション創出プログラム事業」を受託し、文部科学省の「大学等シーズ・ニューズ創出強化支援事業」の補助を受け、東京大学等研究機関とともに、オープンイノベーションでスマートライフケア社会の実現を目指し、研究を進めました。</p> <p>○平成26(2014)年度、平成27(2015)年度に、特許庁の中小企業等外国出願支援事業の「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」を、平成27(2015)年度に、関東経済産業局の地域中小企業知的財産支援力強化事業の「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」を活用し、本市以外からの収入を獲得しました。</p>
3	37	健康福祉局	(公財)川崎市看護師養成確保事業団	<p>神奈川県において准看護師の養成を停止する方針が出されていることを踏まえ、これまでの法人事業の有効性及び効率性を中長期的な観点で検証し、市の医療政策に資する法人事業のあり方について検討を進めます。</p>	<p>○法人が運営する川崎看護専門学校については、平成26(2014)、平成27(2015)年度とも、看護師国家試験の合格率100%を達成し、医療の高度化・専門化に対応した人材を輩出するとともに、卒業生の約6割が市内医療機関に就職しており、地域医療の安定供給に資することができました。</p> <p>○当面の学生確保策、経営改善策、現行施設における課程変更の可否及び今後の方向性等を検討しました。</p> <p>○看護職確保対策プロジェクト会議を開催し、法人事業の課題と方向性の検討を進めました。</p>
4	37	建設緑政局	(公財)川崎市公園緑地協会	<p>「緑の基本計画」に基づく市民協働による緑のまちづくりの推進に係る取組や、大規模な公園緑地へのパークマネジメント(総合的な公園の魅力づくりや利便性の向上、経営の効率化を目的に、指定管理者制度を活用した一体的・横断的な管理の仕組み)の導入に係る取組の進捗を踏まえ、現在の法人の役割や事業の有効性及び効率性、財務状況等を中長期的な観点で検証し、法人事業の再構築について検討を進めます。</p>	<p>○法人の役割及び各事業のあり方の検討を踏まえ、緑の推進・普及啓発事業を充実させるとともに、市民協働事業を柱としたボランティア育成・支援に積極的に取り組みました。</p> <p>○法人事業の有効性及び効率性の検証を進め、事業の簡素化、効率化、組織再編、人件費の見直し等の経費削減に積極的に取り組み、経営の安定化を図りました。</p>
5	38	港湾局	川崎臨港倉庫埠頭(株)	<p>川崎港コンテナターミナルの指定管理業務を市と連携して実施しながら、海運貨物の保管事業と高い相乗効果を発揮する事業運営手法について検討を進めるとともに、港湾運営会社の設立に向けた検討など三港連携施策の進捗に応じて、法人組織のあり方や体制等について検討を進めます。</p>	<p>○平成26(2014)年4月から川崎港コンテナターミナルの指定管理業務を開始し、特例港湾運営会社としてコンテナターミナルの円滑かつ効率的な運営に努め、年間取扱貨物量を平成25(2013)年度の約5万6千TEUから、平成27(2015)年度には目標の約8万TEUを大きく上回る約10万TEUへと増加させることができました。</p> <p>○三港の港湾運営会社の経営統合に向けた検討の結果、国、横浜市、本市等が出資する横浜川崎国際港湾(株)が平成28(2016)年1月に設立(横浜市以外の出資は同年3月)され、平成28(2016)年度からの同社との川崎港コンテナターミナル指定管理業務を含む新たな体制を構築しました。</p>

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
6	38	教育委員会事務局	(公財)川崎市学校給食会	本市において検討を進めている中学校完全給食実施に向けた取組を踏まえ、学校給食物資調達に係るこれまでの法人の役割を検証し、中学校完全給食実施後の法人の役割や物資の調達の具体的な手法等について検討を進めます。 また、新たな役割に対応する運営体制の構築に向けた検討を進めます。	○平成26(2014)年10月(平成27(2015)年1月一部修正)に「川崎市立中学校完全給食実施方針」が策定・公表され、安全・安心・良質な食材の確保については、公益財団法人川崎市学校給食会が担うこととなりました。 ○中学校完全給食実施に伴い増加する業務に対応しつつ、現在の発注業務の精査及び更なる効率化を図るため、学校現場の意見を取り入れた新たな食材発注システム(学校給食管理システム)の開発業務を進めました。 ○中学校完全給食実施にあたり、献立決定のプロセス等における市と法人の役割について協議を進めるとともに、新たな役割に対応する運営体制の構築に向けた具体的な検討や、給食費未納対策として管理体制や債権管理規定等の整備を進めました。
7	38	教育委員会事務局	(公財)川崎市生涯学習財団	地域ぐるみで子どもの教育や学習をサポートし多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりに向けた本市の取組を踏まえ、法人が実施している生涯学習の成果を学校支援などに活用する事業等の有効性及び効率性を検証するとともに、指定管理施設の指定動向等を踏まえながら、市の生涯学習施策における今後の法人の役割や組織体制のあり方について検討を進めます。	○生涯学習支援に係る人材の育成とシニア世代の社会参加を広げる取組として、学校教育支援ボランティア等を養成し、2か年で延べ3,688人を学校等へ紹介・派遣しました。 ○教育委員会の「地域の寺子屋事業」に参画し、「寺子屋先生養成講座」を実施しました。また、「寺子屋ひよし」「寺子屋すみよし」の開設と運営を支援し、中原区寺子屋ネットワークを設置しました。「寺子屋先生養成講座」の受講生は2か年で延べ541人でした。 ○生涯学習情報収集・提供及び学習相談事業における法人の役割や市との連携体制のあり方について検討を進めました。

Ⅲ. 事業の有効性・効率性の向上及び経営改善を進める法人

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
8	39	市民文化局	(公財)川崎市国際交流協会	川崎市国際交流センターの利用促進による利用料収入の増加や経費削減等に取り組むなど、指定管理事業の効率性の向上に向けた取組を進めます。 また、市民による自主的な国際交流活動を促進する支援組織としての役割を効果的に担っていくために、民間交流団体等の活動状況を踏まえながら、中長期的な観点で、事業計画等の見直しや職員のスキル向上に向けた取組を進めます。	○国際交流センターの指定管理者として、広報の充実を図るなど効率的・効果的な運営に努めることで、利用料収入を増額させるとともに、平成27(2015)年度には過去最高の約25万人の来館者が訪れる等の実績をあげました。 ○市民ボランティア研修の実施などにより、市民ボランティアや民間国際交流団体の育成・支援を行い、市民レベルでの国際交流の推進に寄与しました。 ○内部研修、外部研修への参加により職員の専門性の向上を図りました。
9	39	財政局	川崎市土地開発公社	短期貸付等による保有資産の有効活用や金利負担の軽減に向けた資金調達手法の見直しについて検討するなど、公共用地の取得に効率的に対応するための経営の合理化に向けた取組を進めます。 また、長期保有土地を計画的に削減するとともに、公共用地の新規取得については、おおむね5年以内の事業化の確実性等を検討した上で決定するなど、経営の安定化に向けた取組を進めます。	○保育園用地、町内会館用地の新規貸付等保有土地の有効活用を図ったことで、貸付収入は2か年で982千円(各年度当初予算比の合計)増加しました。また、借入れ・借り換え金利について金利負担削減の必要性から見直しを行い、土地の新規借入は川崎市シンジケート団との交渉の結果、借入れ金利について0.3%の引き下げに成功し経営改善を図りました。 ○2か年で保有土地の処分を5件(計2,534.01㎡、計798,270千円)行い、計画的な保有土地の削減に努めました。また、買戻し時期が確実に見込まれる土地の新規取得を6件(計1,545.43㎡、計1,064,271千円)行いました。 ○職員数を4名から3名に削減し経営の合理化を図りました。また、本市職員の人的関与の観点から、本市職員の監事就任の必要性について検討を行い、民間1名と本市職員1名の2名体制から、平成28(2016)年度以降は民間1名のみ体制にすることを決定しました。
10	39	市民文化局	(公財)かわさき市民活動センター	地域との連携を深めながら、市民活動支援並びに子ども文化センター及びわくわくプラザの指定管理者としての業務をより効率的かつ効果的に実施していくために、中長期的な観点で事業運営の中核を担う人材の育成及び組織体制の整備に向けた取組を進めます。	○市民活動推進事業 ・人材の確保・育成を図るため、正規職員の枠の拡大、正規職員の選考方法及び嘱託職員の雇用期間の見直しなど雇用制度の見直しを進めました。 ・より効果的な市民活動支援を行うため、関係要綱を改正するなど事業執行方法の見直しを図りました。 ○青少年健全育成事業 ・全職員へのコスト意識浸透、館長職のマネジメント能力向上を図りながら、経費の削減に努めました。 ・本部職員の経営感覚の醸成等に取り組む、将来法人の中核を担う職員の育成を図りました。
11	40	市民文化局	(公財)川崎市文化財団	法人が管理運営する文化施設において、来場者数の増加や自己収入の確保等による事業の有効性及び効率性の向上を図るため、施設やイベントの認知度を高める効果的な広報等を検討及び実施します。 また、市民のニーズと市民文化の創造を促進するための各種事業をマッチングさせていく手法について検討を進めます。	○法人が管理運営する文化施設において、施設やイベントの認知度を高める広報等を実施した結果、アートガーデンかわさき、ミュージアム川崎シンフォニーホール等では利用率が向上しました。 ○法人が管理運営しているアートセンターとラゾーナ川崎プラザソルで寄席を開催するなど、所管する多様な施設の連携により、事業を効果的に展開しました。 ○市からの補助金や指定管理料への依存度を縮減するため、経費削減等に努めるとともに、事業規模や事業内容に対する執行体制のあり方について検討を行いました。

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
12	40	市民文化局	(公財)川崎市スポーツ協会	法人による独自のスポーツ事業等への参加促進など事業効果の向上につながる取組を進めるとともに、イベント等の内容や性質に応じて適切な受益者負担を求めるなど、市の財政支出に頼らない効率的かつ自立的な事業運営に向けた検討を進めます。 また、川崎市体育館の指定管理期間の終了(平成26(2014)年12月)に伴い、組織体制の見直しなどの対応を進めます。	○子どもから大人まで市民のニーズにあったスポーツ推進活動に努め、それぞれの事業において、多くの市民にスポーツ活動を提供しました。 ○各加盟団体が実施しているジュニア選手強化事業や指導者育成事業の成果が結実し、子どもの体力低下傾向の抑制や、体力向上推進運動とスポーツ食育推進に努めました。 ○指定管理施設以外での出前スポーツ教室実施や、民間とのコラボ事業を展開し、自主財源の拡大を推進するとともに、川崎国際多摩川マラソンの参加費を見直すなど、適切な受益者負担による事業運営を行いました。 ○公益法人としての基盤強化を図り、規程や制度の整備に努めました。
13	40	総務企画局	かわさき市民放送(株)	民間からのスポンサー収入の増加に向けて、より効果的な広告手法等を検討するとともに、地域コミュニティの形成に資する番組内容の充実や異種メディアとの連携等を図りながら、聴取者の拡大及び収益の確保策について検討を行うなど、経営の安定化に向けた取組を着実に進めます。 また、安定した放送事業の実施に向けて、中長期的な観点で老朽化した放送機材の更新を計画的に進めます。	○災害緊急情報をはじめとする市政情報や地域情報等の提供に努めるとともに、経営の安定化のため、新たに情報発信番組や音楽番組を立ち上げると同時に、ワイド番組内ではスポットのスポンサーコーナーを設けるなど、民間からのスポンサー収入増加に継続的に取り組み、平成26(2014)年度からは民間の売り上げ比率が40%超となりました。 ○異種メディアとの連携として、中原メディアネットワークの取組を推進し、中原区の地域交流の促進等に協力しました。 ○ミキサー室の録音機材等の入替えを行うなど、老朽化した放送設備を計画的に更新し、放送事業の信頼性維持の確保に努めました。
14	40	こども未来局	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会	ひとり親世帯が求める支援等のニーズを法人の会員の枠を越えて広く把握分析し、法人の収支状況を踏まえた効果的な事業展開について検討を進めます。 また、新たな事業展開の方向性に最適な法人組織のあり方や体制等について、中長期的な観点で検討を進めます。	○川崎市母子・父子福祉センター運営事業の受託者として、また、当事者団体である母子福祉団体として、区役所等関係機関と連携、かつ情報及び課題共有の機会を持ちながら、ひとり親家庭が抱える固有の悩みや境遇に寄り添って、生活支援や就業支援等、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行いました。 ○法人の今後のあり方や経営の安定に向けた検討を行いました。
15	41	経済労働局	川崎市信用保証協会	中小企業金融円滑化法の期限到来後の景気動向等を踏まえ、健全な収支バランスが保たれた経営を確保するために、引き続き債権の期中管理及び回収体制の強化、経費削減や経営の透明性を高める取組等を進めます。	○代位弁済移行の判断を早期かつ的確に行い、事前調査により債務者等に見合った回収方針、行動計画を検討後、呼出面接を行うなどにより早期回収の強化に努めるなど債権の期中管理や回収体制の強化を図りました。 ○常勤役員報酬の引き下げを引き続き実施する等コスト削減を推進しました。 ○経営計画に対する外部評価委員会の評価を受け、HPで公表するなど、財務や運営状況の透明性向上に努めました。 ○常勤役員への本市退職職員の就任について、公平性・透明性を担保するため、協会内に第三者委員会を設置する等、フローを再構築し、選任を行いました。
16	41	経済労働局	川崎アゼリア(株)	平成25(2013)年度に策定し公表した中期経営計画に基づき収益向上と経費削減を進めるとともに、川崎駅前広場再編整備事業の影響や川崎駅北口自由通路整備による今後の経営環境の変化等を踏まえ、戦略的な事業展開や計画的な大規模修繕について検討するなど、経営安定化に向けた取組を進めます。	○平成26(2014)年6月に、川崎駅周辺の商業環境に的確に対応し、川崎駅東口の核となる商業施設としての一層の発展を目指して、開業以来初となる全面的リニューアルを実施する基本構想を作成しました。 ○川崎市、神奈川県、保健所、消防署等の関係機関及び関連事業者との調整・連携を図りながら、この基本構想を着実に推進し、平成27(2015)年7月末に食物販ゾーン「デリチカ」をオープン、平成28(2016)年3月16日にはグランドオープンを達成しました。

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
17	41	経済労働局	川崎冷蔵(株)	平成22(2010)年度に策定した中長期的な経営計画に基づき、市や関係金融機関等によるモニタリングの下、出入庫料の改定や経費の削減による利益向上策を継続実施するとともに、場内事業者に対する需要の掘り起こしや、場内事業者が利用しない場合には空き室を市場外事業者に貸し出して売上拡大を図るなど、公共性の保持を前提に、企業的創意と工夫により売上の確保を図りながら、債務超過の解消と経営の安定化に向けた取組を着実に進めます。	○平成22(2010)年度に策定した中長期的な経営計画に基づき設置したモニタリング委員会を年2回ずつ開催し、その進捗等の確認を行い、経営安定化の推進に努めました。 ○ホームページ上での在庫情報を発信し、空き施設の解消を図りました。また、場内事業者に対して、更なる需要の掘り起こしを行うとともに、場内事業者が利用しない場合には市場外事業者への営業活動の強化により稼働率の向上を図るなど、売上の拡大を進めました。
18	41	健康福祉局	(公財)川崎・横浜公害保健センター	公害病被認定者の減少に伴う検査・検診業務の縮小傾向を踏まえ、健康被害の予防事業に関する市民ニーズを把握するとともに、中長期的な観点で運営体制の見直しや設備修繕を計画的に進めるなど、事業を確実に継続していくための取組を進めます。	○川崎市の公害病被認定者は、昭和63(1988)年の指定地域解除を境に減少しています が、平成27(2015)年度末現在で1,364名が現存しており、患者の健康の回復及び福祉の増進に努めています。 ○各種事業の開催時にアンケートを実施し、市民ニーズの把握、事業内容の精査・検討を行いました。 ○大規模修繕計画に基づき、発電設備、エレベーター等の工事を行い、施設老朽化に伴う修繕を進めました。
19	42	健康福祉局	(公財)川崎市シルバー人材センター	増加傾向にある登録会員により多くの就業機会を提供するため、企業や地域の多様なニーズを調査・把握し、登録会員のスキルや希望等を踏まえ、受注に向けて検討・調整するなど、事業効果の向上に向けた取組を進めます。 また、国の制度改正に伴い、法人の無料職業紹介事業のあり方について検討を進めるとともに、平成26(2014)年度から開始する葬祭場の指定管理者としての業務を効率的かつ効果的に実施する体制を整えます。	○就業機会創出員が企業・団体等を訪問するなど新たな就業開拓を積極的に行ったほか、タウン情報誌への掲載による広報活動の充実等により、契約件数が増加しました。 ○無料職業紹介事業は平成26(2014)年10月で廃止としました。 ○平成27(2015)年10月に未就業会員を対象とした動向調査を実施することで、登録会員のニーズ等を把握し、受注拡大に向けた検討を行いました。 ○葬祭場の運営については、斎苑管理グループの設置により実施体制を整備し、円滑に事業運営を遂行することができました。
20	42	健康福祉局	(公財)川崎市身体障害者協会	身体障害者が求める支援等のニーズについて会員の枠を越えて把握分析するとともに、現在の法人事業の有効性及び効率性を検証し、法人の収支及び資産の状況を踏まえた効果的な事業展開について検討を進めます。 また、新たな事業展開の方向性に最適な法人組織のあり方や体制等について、中長期的な観点で検討を進めます。	○会員の枠を超えたアンケート調査により身体障害者が求める支援等のニーズの把握を行い、その上で、障害者相談支援センター、障害児タイムケア事業等の福祉事業、生活訓練、スポーツ振興事業等の社会参加推進事業、中部身体障害者福祉会館の指定管理業務の運営を通じ、法人の収支及び資産状況を踏まえながら、公共性の高い事業を中心とする地域に開かれた事業展開を図りました。 ○平成27(2015)年度には、市障害者スポーツ協会を設立し、障害者スポーツの「かわさきパラムーブメント」の推進を図るとともに、障害者スポーツの普及を促進しました。

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
21	42	まちづくり局	(一財) まちづくり公社	平成25(2013)年度に策定し公表する中長期経営計画に基づき、市のまちづくり施策の進捗を踏まえた新たな役割を引き続き検討していくとともに、法人が所有する都市諸施設を計画的に修繕することにより施設の魅力を維持保全して入居者の確保につなげるなど、債務の早期返済と事業の安定運営の継続に向けた取組を着実に進めます。	○市のまちづくり施策の推進を図るため、ハウジングサロンにおいて住宅・マンション管理相談、耐震相談を行うとともに、マンション管理セミナーを年2回開催しました。また、平成27(2015)年度から「リフォーム融資事業」を開始し、2件融資を行いました。 ○市出資法人への営業活動を実施し、施設の適正な維持保全に向けた改修等の設計及び工事監理業務を受託しました。 ○優良ビル建設資金等融資金の着実な回収を行い、債務の早期返済に取り組みました。 ○ノクティ駐車場については、賃貸借による維持管理手法を導入するとともに、所有施設の空室解消に努めることにより、安定的な事業運営を図りました。
22	43	まちづくり局	川崎市住宅供給公社	平成23(2011)年度に策定し公表した中長期経営計画を踏まえ、今後の事業展開を担う人材の育成を計画的に実施しながら、着実に事業を運営します。 また、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間における市営住宅の管理代行については、適切かつ効率的な管理が行われていることを確認するために、モニタリング及び評価を実施します。	○平成24(2012)年3月に策定した中長期経営計画に基づき、市営住宅跡地に看護小規模多機能型居宅介護施設等を併設した高齢者向け優良賃貸住宅の建設を行い、平成28年(2016)年3月に竣工しました。 ○公社賃貸住宅共用部分への省エネルギー設備(LED)の導入、特定優良賃貸住宅・一般賃貸住宅へのインターネットによる内覧申込受付を開始し、入居促進を図るなど特定優良賃貸住宅等の住宅管理を適切に行いました。 ○市営住宅の管理については、適切な入居管理を行うため高額所得者への対応や市営住宅使用料の収納率の向上に向け強化月間における夜間・土日訪問などを行いました。 ○市営住宅の管理代行が適切かつ効率的な管理が行われているかを確認するため、平成27(2015)年度にモニタリング及び評価を行い、概ね適切な管理が行われているという結果を得ました。 ○人材育成については、平成24(2012)年3月に策定した人材育成計画に基づき職務に応じた研修の実施等を計画的に実施しました。
23	43	まちづくり局	みぞのくち新都市(株)	平成25(2013)年度に策定し公表する中長期経営計画に基づき、収益向上と経費削減を進めることにより事業効率の向上を図るとともに、周辺の商業集積地の動向等を把握しながら、引き続き着実に事業を運営します。	○平成26(2014)年9月にデジタルサイネージシステム(屋外ビジョン・館内モニター・フェイスブック)の導入による地域住民と駅前の通行客への情報発信を行い、集客と販売促進活動の強化を図るとともに、地域ニーズに沿ったライフスタイル型テナントの入れ替えにより売上が向上し、黒字を堅持しました。 ○平成27(2015)年度には、動画放映の充実を図るとともに、館内モニターを8基設置し、情報提供力・テナントサービス力を向上しました。また、テナント売上管理システム全体の仕様・機能の見直しを実施し、課題解決、利便性向上、業務効率化を図りました。 ○地域に密着した事業として、市民コンサートや駅前キラリデッキイルミネーションなどを実施しました。 ○継続的な環境改善として、LED化を進めるとともに、廃棄物処理の改善により経費負担の軽減を図りました。
24	43	港湾局	かわさきファズ(株)	平成25(2013)年度に策定し公表する中長期経営計画に基づき、効果的な営業活動等を実施することで、加工型テナントの入居を促進し、物流機能の高度化と経営の安定化に向けた取組を進めます。 また、黒字決算を継続し、累積損失の解消を着実に進めます。	○かわさきファズ物流センターの特徴であるユーティリティ施設を活用できるよう、加工型テナントの入居促進に向けた営業活動を行いました。 ○平成15(2003)年度より続く黒字決算を継続することができ、累積損失の低減を進めることができました。 ○東扇島総合物流拠点地区協議会の事務局として民間バスの増便など、同地区の環境改善を図りました。

No	頁	担当局	法人名	取組の概要及び方向性	平成26・27年度(2か年)の取組結果
25	43	消防局	(公財)川崎市消防防災指導公社	<p>消防防災に関する市民や市内の事業者等のニーズを調査・把握するとともに、現在の法人事業の有効性及び効率性を検証した上で、事業の性質に応じて適正な受益者負担を求めるなど、事業の自立性・継続性の観点から収益向上策について検討を進めます。</p> <p>また、東京湾アクアラインの消防車両及び資機材の保守管理事業に係る事業資金を中長期的な観点で安全、確実かつ計画的に運用します。</p>	<p>○火災予防広報用品の作成配布等の消防防災に関する普及啓発活動及び各種講習会を定期的実施し、本市消防施策の補完的事業を行いました。</p> <p>○消防用設備点検事業については、社会経済状況の変化を踏まえ、関係局及び関係団体等と調整し、平成27(2015)年度末において廃止しました。</p> <p>○本市消防施策の補完的事業の新たな取組として、応急手当普及啓発活動について、救急救命士の採用と職員の内部研修による強化を図り、平成27(2015)年度から本市受託事業として運用を開始しました。</p> <p>○アクアライン消防活動支援事業については、資金計画の精査をするとともに、適正な資金運用の管理を進め、経年劣化の著しい救助資機材を更新整備し、保守管理を徹底しました。</p>

川崎市行財政運営に関する改革プログラムの取組について
～計画期間2か年（平成26・27年度）の主な取組報告～
平成28（2016）年7月

【お問い合わせ先】

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

電 話 : 044-200-2050
F A X : 044-200-0622
E-mail : 17manage@city.kawasaki.jp
